



技術協力プロジェクト

2012年06月09日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名 (和)算数教育改善プロジェクト
(英)Improvement of Mathematic Education in Chile

対象国名 チリ

分野課題1 教育-初等教育
分野課題2 教育-前期中等教育
分野課題3 貧困削減-貧困削減
分野分類 人的資源-人的資源-中等教育
プログラム名 社会格差の是正

プロジェクトサイト サンティアゴ首都圏他
署名日(実施合意) 2005年11月28日

協力期間 2005年12月01日 ~ 2008年12月31日

相手国機関名 (和)チリ教育省
相手国機関名 (英)Ministry of Education, Republic of Chile

日本側協力機関名 筑波大学

プロジェクト概要

背景 チリ国は一次産品の貿易により安定的な経済発展を遂げてきたが、持続的な経済発展を目指すために、一次産品から付加価値のある製造業の強化に努めている。しかし、中小企業内の労働者(技術者)のレベルや質が低いために、高等教育のみならず初等教育レベルからの挺入れが必要とされ、現在、初等教育を対象に行われるLEM (Lenguaje国語、Escritura書き方、Matematica算数) キャンペーンにおいて、学生のレベルの底上げを行っている。しかし、算数教育手法の改善等については、これまでのやり方が行き詰っており、チリ国内の小学校で実施する国内の学力テスト(SIMCE)の最近の動向を見ると、理数科における学力低最も大きな問題があることが明らかになっている。これに対し、チリ教育省は最優先課題として、英語教育の強化と共に、教育指導要綱、指導方法、評価方法等を考慮した算数教育の向上を掲げており、当該状況を改善すべく具体的なノウハウを有しないことから日本から協力が求められている。具体的には、現在チリにおいて教育省とチリ国内大学が連携し、初等教育5年生～8年生及び中等教育の教員を対象とした現職教員再教育プログラムを実施中であり、当該プログラムにて現職教員に対する研修を実施する大学教授等を対象に、本邦研修を中心とした協力を実施することによって、算数授業の構成、教育マネージメント、授業方法等が習得され、現職教員再教育を強化することが期待される。

上位目標 現職教員再教育プログラムを受講する現職教員の算数指導力が向上する。

プロジェクト目標 現職教員再教育プログラムに携わる大学教員(算数分野)の指導力を向上する。

成果 1. 本邦研修参加者が日本の算数教育における指導手法について理解する。
2. 本邦研修に参加した大学が提出する現職教員再教育プログラムのプロポーザル内容が改善され、かつ実施される。
3. CPEIPが作成する現職教員再教育プログラム実施要領の内容が改善される。

活動 1-1. 日本において算数教育分野の研修を受講する

- 2-1. 本邦研修での課題に関し、チリ国内で研修の成果及び普及にかかるセミナーを開催する。
- 2-2. 本邦研修の結果に基づき、研修に参加した各大学において現職教員再教育プログラムのプロポーザルを策定する。
- 2-3. 各大学にて策定したプロポーザル内容を実施する。
- 3-1. 本邦研修を踏まえ、CPEIPによって現職教員再教育プログラム実施要領の内容の改善を行う。

投入

- | | |
|--------|---|
| 日本側投入 | ・本邦研修にかかる経費(ただし、航空運賃は除く) |
| 相手国側投入 | ・その他プロジェクト実施に必要な経費
・本邦研修にかかる航空賃
・チリにおけるセミナー開催経費 |

実施体制

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1)現地実施体制 | チリ教育省、現職教員再教育実施大学(5大学/年) |
| (2)国内支援体制 | 筑波大学教育開発国際協力研究センター、筑波大学附属小・中学校 |

関連する援助活動

- | | |
|-------------------|--|
| (1)我が国の
援助活動 | JCPPディプロマコース「教育の質の向上」(ホンジュラスPROMETAM日本人専門家講義) |
| (2)他ドナー等の
援助活動 | JICA同様、各国ドナーにおいても社会的弱者への支援を掲げており、IDBが社会的・地域的平等と生活の質の向上、世銀が2006年までの5ヵ年計画での援助重点分野のうち、地方住民、弱者支援として生涯学習のプロジェクトを実施している。 |



技術協力プロジェクト

2004年06月15日現在

本部／国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名 (和)チリ国安全性試験法の導入による品質向上プロジェクト

対象国名 チリ

分野課題1 保健医療-その他保健・医療(旧)

分野課題2

分野課題3

協力期間 2004年10月01日 ～ 2005年09月30日

相手国機関名 (和)チリ大学歯学部

相手国機関名 (英)Faculty of Odontology, University of Chile

日本側協力機関名

プロジェクト概要

背景 チリにおける口内安全性試験は、簡単な大腸菌群数の試験のみであり、口内の安全を確保する技術が不足している。
一般的に安全性試験は、人体に影響のある化学物質の検出、あるいは、生活関連物質自体の安全性を確認するものであるが、より信頼ある試験データを得るためには、G.L.P.試験の適応による試験水準の向上が必須であり、本協力を通じて、安全性試験の技術水準を向上させることが求められている。

上位目標 チリにおける安全性試験の水準を引き上げることにより、国民生活の安全性が向上する。

プロジェクト目標 チリ国内において安全性試験の水準を向上させるためのGLP手法が導入される。

成果 プロジェクトサイトにおいて生活関連物質の安全性試験が可能となる。

活動 無菌化実験動物を用いた安全性試験及び動物実験手法の導入

投入

日本側投入 機材供与: オートクレーブ、エアシャワー

相手国側投入 実験施設、カウンターパート

外部条件 プロジェクト実施機関が安全性試験水準を向上を図るために必要な措置を講じる。

実施体制

(1)現地実施体制

(2)国内支援体制

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

(2)他ドナー等の

援助活動



技術協力プロジェクト

2012年06月09日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名 (和)算数教育改善プロジェクト
(英)Improvement of Mathematic Education in Chile

対象国名 チリ

分野課題1 教育-初等教育
分野課題2 教育-前期中等教育
分野課題3 貧困削減-貧困削減
分野分類 人的資源-人的資源-中等教育
プログラム名 社会格差の是正
プロジェクトサイト サンティアゴ首都圏他
署名日(実施合意) 2005年11月28日

協力期間 2005年12月01日 ~ 2008年12月31日

相手国機関名 (和)チリ教育省
相手国機関名 (英)Ministry of Education, Republic of Chile

日本側協力機関名 筑波大学

プロジェクト概要

背景 チリ国は一次産品の貿易により安定的な経済発展を遂げてきたが、持続的な経済発展を目指すために、一次産品から付加価値のある製造業の強化に努めている。しかし、中小企業内の労働者(技術者)のレベルや質が低いために、高等教育のみならず初等教育レベルからの介入が必要とされ、現在、初等教育を対象に行われるLEM (Lenguaje国語、Escritura書き方、Matematica算数) キャンペーンにおいて、学生のレベルの底上げを行っている。しかし、算数教育手法の改善等については、これまでのやり方が行き詰っており、チリ国内の小学校で実施する国内の学力テスト(SIMCE)の最近の動向を見ると、理数科における学力低最も大きな問題があることが明らかになっている。これに対し、チリ教育省は最優先課題として、英語教育の強化と共に、教育指導要綱、指導方法、評価方法等を考慮した算数教育の向上を掲げており、当該状況を改善すべく具体的なノウハウを有しないことから日本から協力が求められている。具体的には、現在チリにおいて教育省とチリ国内大学が連携し、初等教育5年生～8年生及び中等教育の教員を対象とした現職教員再教育プログラムを実施中であり、当該プログラムにて現職教員に対する研修を実施する大学教授等を対象に、本邦研修を中心とした協力を実施することによって、算数授業の構成、教育マネージメント、授業方法等が習得され、現職教員再教育を強化することが期待される。

上位目標 現職教員再教育プログラムを受講する現職教員の算数指導力が向上する。

プロジェクト目標 現職教員再教育プログラムに携わる大学教員(算数分野)の指導力を向上する。

成果 1. 本邦研修参加者が日本の算数教育における指導手法について理解する。
2. 本邦研修に参加した大学が提出する現職教員再教育プログラムのプロポーザル内容が改善され、かつ実施される。
3. CPEIPが作成する現職教員再教育プログラム実施要領の内容が改善される。

活動 1-1. 日本において算数教育分野の研修を受講する

- 2-1. 本邦研修での課題に関し、チリ国内で研修の成果及び普及にかかるセミナーを開催する。
- 2-2. 本邦研修の結果に基づき、研修に参加した各大学において現職教員再教育プログラムのプロポーザルを策定する。
- 2-3. 各大学にて策定したプロポーザル内容を実施する。
- 3-1. 本邦研修を踏まえ、CPEIPによって現職教員再教育プログラム実施要領の内容の改善を行う。

投入

- | | |
|--------|---|
| 日本側投入 | ・本邦研修にかかる経費(ただし、航空運賃は除く) |
| 相手国側投入 | ・その他プロジェクト実施に必要な経費
・本邦研修にかかる航空賃
・チリにおけるセミナー開催経費 |

実施体制

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1)現地実施体制 | チリ教育省、現職教員再教育実施大学(5大学/年) |
| (2)国内支援体制 | 筑波大学教育開発国際協力研究センター、筑波大学附属小・中学校 |

関連する援助活動

- | | |
|-------------------|--|
| (1)我が国の
援助活動 | JCPPディプロマコース「教育の質の向上」(ホンジュラスPROMETAM日本人専門家講義) |
| (2)他ドナー等の
援助活動 | JICA同様、各国ドナーにおいても社会的弱者への支援を掲げており、IDBが社会的・地域的平等と生活の質の向上、世銀が2006年までの5ヵ年計画での援助重点分野のうち、地方住民、弱者支援として生涯学習のプロジェクトを実施している。 |



技術協力プロジェクト

2004年06月15日現在

本部／国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名 (和)チリ国安全性試験法の導入による品質向上プロジェクト

対象国名 チリ

分野課題1 保健医療-その他保健・医療(旧)

分野課題2

分野課題3

協力期間 2004年10月01日 ～ 2005年09月30日

相手国機関名 (和)チリ大学歯学部

相手国機関名 (英)Faculty of Odontology, University of Chile

日本側協力機関名

プロジェクト概要

背景 チリにおける口内安全性試験は、簡単な大腸菌群数の試験のみであり、口内の安全を確保する技術が不足している。
一般的に安全性試験は、人体に影響のある化学物質の検出、あるいは、生活関連物質自体の安全性を確認するものであるが、より信頼ある試験データを得るためには、G.L.P.試験の適応による試験水準の向上が必須であり、本協力を通じて、安全性試験の技術水準を向上させることが求められている。

上位目標 チリにおける安全性試験の水準を引き上げることにより、国民生活の安全性が向上する。

プロジェクト目標 チリ国内において安全性試験の水準を向上させるためのGLP手法が導入される。

成果 プロジェクトサイトにおいて生活関連物質の安全性試験が可能となる。

活動 無菌化実験動物を用いた安全性試験及び動物実験手法の導入

投入

日本側投入 機材供与:オートクレーブ、エアシャワー

相手国側投入 実験施設、カウンターパート

外部条件 プロジェクト実施機関が安全性試験水準を向上を図るために必要な措置を講じる。

実施体制

(1)現地実施体制

(2)国内支援体制

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

(2)他ドナー等の

援助活動



技術協力プロジェクト

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和) 食品安全国家プログラム強化プロジェクト (英) Strengthening of the National Food Safety Program
対象国名	チリ
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	防災対策支援
援助重点課題	防災を中心とする環境対策
開発課題	防災対策
プロジェクトサイト	サンティアゴ首都圏、バルパライソ市、タルカ市、テムコ市、プエルトモン市
署名日(実施合意)	2005年12月13日
協力期間	2005年12月15日 ～ 2008年12月14日
相手国機関名	(和) 厚生省
相手国機関名	(英) Ministry of Health

プロジェクト概要

背景 チリの食品産業界は生産量の増加、生産の多様化、新技術の導入により変化が著しいが、衛生管理システムがそれに対応できておらず、農牧畜、水産業で使用している殺虫剤、肥料、抗生物質、ホルモンや他の化学成分の分析能力、環境対策が確立されていない現状がある。他方、先進国を中心に食品、医薬品、化学物質等の安全性への関心が高まっており、これに対する国際的な取り組みが進展しつつある。チリ政府は、民主化を達成した1990年以降、医療体制の整備に力を注いできたが、フレイ前政権時代から食品安全も含めた公衆衛生部門の強化に取り組んでいる。1996年に食品衛生規則を制定し、1990年代後半には食品中の化学物質や農薬等の基準値を設定する等、各種法整備を行ったが、制度の内容にチリ国内の試験分析技術が追いついておらず、更に実際に検査を行う地方の衛生検査機関の整備不足もあり、市場に出回っている食品に対して十分な規制措置がとれていないのが現状である。また、先進国をはじめとして多くの国がGMP(製造管理及び品質管理規則)、HACCP(危害分析重要管理点方式)等、食品製造過程における衛生管理システムを積極的に導入・普及していることで、チリ国政府も国内食品産業界において衛生管理規則の強化(HACCPの義務化等)を行う予定であるが、食品産業界の指導・監視にあたるべき食品衛生監視官の能力不足が強く懸念されている。そのため、チリ政府から同国における食品安全行政機関の能力を目的とした技術協力プロジェクトが要請され、事前評価調査の結果、チリ厚生省と公衆衛生研究所(ISP)を中心機関とし、チリ国における食品安全行政システムの機能強化のための技術支援と人材育成支援が開始されることとなった。

上位目標 チリ国内で流通する食品の安全性が向上し、チリ国内消費者の健康保護の水準が高まる。

プロジェクト目標 チリの食品安全国家プログラムの実施体制が強化される。

成果

1. 食品衛生監視官の能力が向上し、監視・指導の水準が高度化する。
2. 協力対象ラボにおける食品検査能力が向上する。
3. 厚生省による適切な国家食品モニタリング計画の策定が可能になる。
4. チリの食品安全国家プログラムのマネージメントが強化される。

活動	1-1. HACCP基礎研修及び監視研修のカリキュラム並びにテキストを作成する。1-2. 食品衛生監視官にHACCP基礎研修及び監視研修を実施する。1-3. HACCPモデルを作成し、食品業界へのHACCPの普及を促進する。1-4. 監視研修受講者に業務実施計画の作成を指導し、進捗状況を確認する。 2-1. 新しい検査法の研修を実施する。2-2. 研修対象外の食品について、当該検査法の適用の妥当性を確認するための計画を作成し、実施する。2-3. 検査法を文書化する。 3-1. サンプルング対象食品を決定する。3-2. サンプルング数、サンプルング方法を決定する。3-3. 検体の取扱い手順を作成する。
投入	4-1. 日本の経験を紹介する。4-2. チリの食品安全行政改善のための助言を行う。
日本側投入	1. 日本人専門家派遣 (1)長期専門家(72M/M)・チーフアドバイザー・業務調整 (2)短期専門家(14M/M)・HACCP・検査技術(残留農薬、食品添加物等) 2. カウンターパート研修(8M/M) 3. 機材供与(約1.4億円)検査試験用機材 4. 現地活動(約0.2億円)
相手国側投入	1. 人員配置 ・プロジェクトダイレクター ・アシスタントプロジェクトダイレクター ・プロジェクトマネージャー ・アシスタントプロジェクトマネージャー ・カウンターパート(厚生省及びISPスタッフ) 等
外部条件	2. 施設 ・プロジェクト事務所 ・チリ国内での研修実施に必要な施設 3. ローカルコスト その他施設整備に係る機材、研修実施経費等 ・研修を受けた人材が、関係者に伝達研修を実施する。 ・チリ国の食品安全政策が継続される。 ・食品に関わるステークホルダー(関係省庁、民間セクター、消費者等)がそれぞれの役割を適切に果たす。
実施体制	
(1)現地実施体制	厚生省、公衆衛生研究所(ISP)、厚生省地方事務所(バルパライソ、タルカ、テムコ、プエルトモンテ)
(2)国内支援体制	厚生労働省、横浜検疫所
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	技術協力プロジェクト「安全性試験法の導入による品質向上プロジェクト」(2004年度)



技術協力プロジェクト

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)コキンボ州における災害リスクの視点に基づく国土計画プロジェクト (英) Territorial planning with the Risk Management in Coquimbo Regional and Local Planning
対象国名	チリ
分野課題1	水資源・防災-総合防災
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-総合地域開発計画
プログラム名	防災対策支援
援助重点課題	防災を中心とする環境対策
開発課題	防災対策
プロジェクトサイト	コキンボ州ラセレナ市
署名日(実施合意)	2007年03月22日
協力期間	2007年09月21日 ~ 2010年11月30日
相手国機関名	(和)企画省コキンボ州地方支所
相手国機関名	(英) Ministry of Planning and Cooperation, Coquimbo Regional Office

プロジェクト概要

背景

チリ国コキンボ州の都市部では、63.7万人の人口のうち、78.7%が都市部に集中しているが、災害リスクを考慮しない開発が進んでいるため、都市の災害に対する脆弱性は非常に高くなっている。1997年10月に発生したPunitaqui地震の際には、同州のOvalle市を始めとして各地で大きな被害が発生した。また、この復興事業には1.3億ドルが必要とされ、多大な経済的損失を被った。

こうした状況の中で、チリ国内務省は2002年3月、「国家緊急対策計画」を廃止し、「国家市民保護法」を承認した。これは、従来のような災害発生後の緊急対策中心の災害管理から、災害発生前の災害管理へ重点を移すことを主な目的としたものであり、同法では、国、州、県、区レベルで、事前対策のための「市民保護委員会」を設立し、災害発生時には緊急対策委員会として機能させることを義務づけている。また、防災ハザードマップ作成や総合的防災計画の策定、早期警戒体制の構築等も市民保護委員会の活動として定められている。

これに基づき、コキンボ州政府では2006年に州市民保護計画を策定し、州の自然条件、災害に関する指揮命令系統、各機関が災害発生前・発生後にすべき事柄について定めている。コキンボ州政府では、こうした計画を実効性のあるものにするため、州の開発計画・土地利用計画に防災の視点を取り入れ、開発の段階から災害リスクを軽減していくことを目指しており、この点において日本の技術的支援を要請してきた。

この要請を受け、2007年3月に事前調査を実施し、同年9月から本案件の協力を開始した。2007年度に1ヶ月の短期専門家派遣および1ヶ月の本邦研修を実施し、コキンボ州、県、区における災害とインフラ・住宅の現況に関して情報の収集と整理・分析を行った。2008年度も同じく短期専門家派遣および本邦研修を実施し、2007年度から継続して当該地域の現状分析を行うとともに、脆弱性・ハザード・リスク分析手法の検討を行ってきた。今年度8月までは脆弱性評価、ハザード評価、リスク評価の作業を進め、プロジェクト3年目となる9月以降、自然災害リスク管理モデル(災害リスク管理の視点を国土計画に反映させていくための手法や基本的な考え方をまとめたもの)の検討等を進めることになる。

上位目標 住民、社会、地域経済の自然災害に対する脆弱性とリスクが低減される。

プロジェクト目標 コキンボ州地方国土計画の中に災害リスクの視点が反映される。

成果	「成果1」: 州、県、区における災害履歴と、インフラ及び住宅の現況が整理される。 「成果2」: 州、県、区における災害に脆弱な地域、危険地域、リスクのある地域が評価される。 「成果3」: 州、県等の関係機関とリスク管理の視点を国土計画に反映する手法が策定される。
活動	「活動1-1」: 自然災害と現状の脆弱性(インフラ・住宅等に関するもの)に関する情報を収集する。 「活動1-2」: 自然災害と現状の脆弱性(インフラ・住宅等に関するもの)に関する情報のデータベースを整備する。 「活動2-1」: 脆弱性、ハザード、リスクを特定する手法を決定する。 「活動2-2」: 脆弱性マップ、ハザードマップ、リスクマップを作成する。 「活動3-1」: リスク管理モデル(リスク管理の視点を国土計画に反映する手法や考え方をまとめたもの)の策定に必要な項目を決定する。 「活動3-2」: リスク管理モデルを策定する。 「活動3-3」: リスク管理モデルのうち、短期的に実施可能な項目について、アクションプランを検討する。 「活動3-4」: プロジェクトの技術委員会と州市民保護委員会がリスク管理モデルについて合意する。 「活動3-5」: リスク管理モデルを州政府に提案する。 「活動3-6」: リスク管理モデルに関するワークショップおよびセミナーを開催する。
投入	
日本側投入	1) 下記分野の短期専門家派遣 ア. 災害情報管理(地震/津波) イ. 災害情報管理(水害) ウ. 災害情報管理(地滑り) エ. ハザードマップ(洪水) 2) カウンターパート研修 ・毎年数名のカウンターパート研修(本邦研修) 3) 在外事業強化費 ・プロジェクト実施運営経費等
相手国側投入	1) プロジェクト・オフィスの提供 2) カウンターパートの配置 3) カウンターパート予算の負担(カウンターパート人件費、施設・設備、その他)
外部条件	① プロジェクト目標達成のための外部条件 1) 企画協力省コキンボ州支所とその他の防災関連機関の連携が継続すること 2) 研修及び技術移転を受けた職員が現在の職場に留まること ② 上位目標達成のための外部条件 1) 技術協力終了後も本プロジェクトの活動が継続されること 2) 災害対策事業に対して予算が適切に配分されること 3) 災害対策に係る政策に大幅な変更がないこと 4) 急激な自然環境変化が発生しないこと
実施体制	
(1) 現地実施体制	専門家によるプロジェクト実施 チリ事務所による調査監理 チリ国企画省による協力
(2) 国内支援体制	短期専門家(国内滞在時)による現地カウンターパートへのアドバイス



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名	(和) 身体障害者リハビリテーションコースプロジェクト (英) International Course on the Attention System of Rehabilitation for Disabled People
対象国名	チリ
分野課題1	社会保障-障害者支援
分野課題2	南南協力-南南協力
分野課題3	平和構築-社会的弱者支援
分野分類	社会福祉-社会福祉-社会福祉
プログラム名	南南協力支援
援助重点課題	南南協力支援
開発課題	南南協力支援
プロジェクトサイト	チリ・サンティアゴ首都圏
署名日(実施合意)	2006年04月01日
協力期間	2006年04月01日 ~ 2011年03月31日
相手国機関名	(和) 厚生省、ペドロ・アギーレ・セルダ国立リハビリテーションセンター
相手国機関名	(英) Ministry of Health, Pedro Aguirre Cerda National Rehabilitation Institution
日本側協力機関名	国立身体障害者リハビリテーションセンター
プロジェクト概要	
背景	中南米地域では、パンアメリカン保健機構(PAHO)の指針の下、貧困対策と関連して障害者支援については様々な取組みが行われている。しかし、ほとんどの国では母子保健(健康、栄養失調)などの基本的な課題がまだ優先されており、障害者支援において十分な政策整備、サービス体制構築ができていないのが現状である。 2000年8月1日から5年間実施された技術協力プロジェクト「チリ身体障害者リハビリテーション」において、2004年9月に中南米11カ国の障害者リハビリ政府関連機関代表者の参加の下、中南米諸国リハビリテーション総会が開催され、各国における障害者リハビリテーションの状況と問題点が明確になった。本第三国研修については、上述プロジェクトで得られた成果・経験および中南米総会の結果を活かして、チリ厚生省および同省傘下のペドロ・アギーレ・セルダ国立リハビリテーションセンターが特に障害者リハビリ政策、サービス体系、地域リハビリ推進、治療技術における指導を通じて中南米・カリブ地域各国障害者の社会参加および生活の質向上に貢献することを目的として、チリ政府から要請がなされた。
上位目標	研修参加国の身体障害予防とリハビリテーション分野の発展強化に貢献する。
プロジェクト目標	研修員の、特に障害者インクルージョンに焦点を当てた、身体障害予防とリハビリテーション改善計画プログラム作成能力とサービス能力が向上する。
成果	1. 参加研修員が身体障害予防とリハビリテーションの法律及び政策についての知識を習得する。 2. 参加研修員が連携ネットワークを焦点とした、身体障害予防とリハビリテーションの運営管理技術を習得する。 3. 参加研修員の社会生物学を考慮したリハビリサービス提供の能力が向上する。 4. 参加研修員の身体障害予防とリハビリテーションに関するプロジェクト開発能力が高まる。 5. 研修成果を自国で適応している帰国研修員に対し、補足指導のため専門家を派遣すること

により、対象国のリハビリテーション・サービス能力が向上する。

活動

以下のテーマの講義・実習・ワークショップ。

- 1.1 障害者支援政策
- 1.2 法整備
- 1.3 障害者リハビリ・インクルージョン・モデル
- 1.4 規定と運営

- 2.1 厚生機関によるネットワークの構築
- 2.2 家族の保健とリハビリテーション
- 2.3 機関間連携ネットワーク

- 3.1 神経発達アプローチによる理学的リハビリテーション
- 3.2 地域リハビリテーション
- 3.3 補完的治療

- 4.1 アクションプランの作成

5. 帰国研修員への補足指導
補足指導専門家の派遣

投入

日本側投入 コース実施費用の50%

日本人講師派遣
補足指導専門家派遣経費

相手国側投入 コース実施費用の50%

資機材

講師

補足指導専門家

外部条件 チリ側および日本側の予算が確保される

実施体制

(1)現地実施体制 先方実施機関:チリ厚生省、ペドロ・アギーレ・セルダ国立リハビリテーションセンター

(2)国内支援体制 厚生労働省、国立身体障害者リハビリテーションセンター

関連する援助活動

(1)我が国の 技術協力プロジェクト「チリ身体障害者リハビリテーション」(2000～2005)
援助活動 JCPPミニプロジェクト対コスタリカ「身体障害者リハビリテーション」(2006～2009)

(2)他ドナー等の PAHOによるコミュニティベースリハビリテーション(CBR)支援
援助活動



技術協力プロジェクト

2005年01月01日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)チリ国身体障害者リハビリテーションプロジェクト (英)Rehabilitation for Disabled People Project in the Republic of Chile
対象国名	チリ
分野課題1	社会保障-障害者支援
分野課題2	
分野課題3	
プロジェクトサイト	サンチャゴ市
署名日(実施合意)	2000年07月14日
協力期間	2000年08月01日 ~ 2005年07月31日
相手国機関名	(和)ペドロ・アギレ・セルダ国立リハビリテーション研究所(INRPAC)
相手国機関名	(英)Instituto Nacional de Rehabilitacion Pedro Aguirre Cerda (INRPAC)
日本側協力機関名	国立身体障害者リハビリテーションセンター、心身障害児総合医療療育センター、都立北療育医療センター、北九州市立総合療育センター、他

プロジェクト概要

背景 チリ国は弱者救済を目的とした社会福祉を重視し、身体障害者福祉制度の改善に向け努力している。しかしながら全国唯一の国立小児身体障害者リハビリテーション病院であるペドロ・アギレ・セルダ国立リハビリテーション研究所(INRPAC)は施設・医療技術共に立ち遅れており、同病院の提供するリハビリケアサービスの向上を目的としてプロジェクト方式技術協力が要請された。

上位目標 INRPAC利用者の社会参加が促進される。

プロジェクト目標 INRPACのリハビリテーションサービスが改善される。(身体－精神－社会的な視点からの系統的リハビリテーションモデルを開発することによって)

成果 (1) リハビリテーション診断、評価及び治療における臨床手技が改善される。
(2) リハケアシステムが改善される。
(3) 地域リハビリテーションシステムが展開される。
(4) 臨床データベースが開発される。
(5) 臨床研究が促進される。
(6) リハの人材育成能力が改善される。
(7) 利用者とのコミュニケーションが促進される。

活動 1-1 INRPACが実際行うリハ手技と一般的に行われているリハ手技を分析する(専門家の提言や研修員との意見交換を通じて)
1-2 リハビリテーションの評価、診断および治療手技の実施計画を策定する。
1-3 専門家派遣、C/P受入および機材供与により技術移転を実施する。
2-1 入院ケアおよび外来診療プログラムの現行フローを分析する。
2-2 入院ケアおよび外来プログラムのフローを最適化する。
2-3 最適化された入院ケアおよび外来プログラムのフローを実施する。
2-4 臨床検討会を最適化された入院ケアフローに適合させる。
2-5 入院および外来診療プログラムのマニュアルを作成する。
2-6 リハチームと介助者の合意会議を開催する。

- 3-1 INRPACの裨益住民の住む地域開発プロフィールを定める。
- 3-2 ペニャロレン区での在宅ケアシステムを実施する。
- 3-3 ペニャロレン区で地域リハセンター(CCR)を稼働させる(1箇所)。
- 3-4 ペニャロレン区にて障害者家族自助グループを組織する。
- 3-5 ペニャロレン区のCCRにて地域リハプログラムを実施する。
- 3-6 CCRにて障害者組織作りのためのリーダー人材育成コースを開講する。
- 3-7 CCRにてコミュニティ地域管理戦略ワークショップを実施する。
- 3-8 CCRにて就労前ワークショップを実施する。
- 3-9 ペニャロレン区にて小規模作業所を組織する。
- 3-10 地域リハマニュアルの作成を行う。

- 4-1 臨床指標を用いたデータベース構築を行う。
- 4-2 臨床データベースのインプット部分を作成する。
- 4-3 データベース使用について利用者に教育を行う。
- 4-4 臨床データベースのアプリケーションの修正作業を行う。
- 4-5 臨床データベースのプロジェクションを開発する。
- 4-6 臨床データベースのプロジェクションのモジュールを実施する。

- 5-1 図書センターを開設する。
- 5-2 臨床研究の方法論についてINRPAC専門職チームへの指導を行う。
- 5-3 リハにおける主要研究テーマの同定および選択を行う。

- 6-1 研修教育調整担当チームを発足させる。
- 6-2 INRPACのスタッフを対象とした継続的研修プログラムを策定する。
- 6-3 院外への研修プログラムを策定する。
- 6-4 INRPACスタッフ対象の継続的研修プログラムを実施する。
- 6-5 院外への研修プログラムを実施する。
- 6-6 研修要望の評価方法を開発する。

- 7-1 INRPACのパンフレットを作成する。
- 7-2 INRPACのホームページを作成し定期的にアップデートする。
- 7-3 INRPACの広報用の文書を作成する。
- 7-4 INRPAC内にインフォメーションオフィス进行。
- 7-5 苦情相談帳を機能する状態に維持する。
- 7-6 ホームページを通じたリハ診察予約システムを確立する。
- 7-7 利用者とリハチームが3ヶ月毎に意見交換会を実施する。

投入

日本側投入

長期専門家(リーダー、業務調整)
短期専門家(理学療法、作業療法、データベース、小児リハビリテーション、地域調査、地域リハ実施、他)
研修員受入(理学療法、作業療法、言語療法、臨床データサービス、栄養管理、ソーシャルワーク、看護医療サービス他)

相手国側投入

機材供与(診断・検査用機材、理学・作業療法用機材、言語療法用機材、データベース用機材、身障者用車輦、身障者向け歯科治療機材など)
要員:首都圏東部衛生局(Project Director)、INRPAC所長(Project Manager)、他リハビリテーション各分野のカウンターパート(INRPAC職員)

外部条件

- 施設等整備:INRPAC内にプロジェクト用オフィスを設置
- 1. チリ政府が社会的弱者への政策を重視しつつける。
 - 2. 失業率が一定している。
 - 3. 就学統合政策が継続する。
 - 4. 就労促進化政策が継続する。
 - 5. 厚生省がINRPACの予算措置政策を維持する。
 - 6. 障害者に関する政策が優先され続ける。
 - 7. 市役所の協力が継続される。
 - 8. 障害者介護者がリハプロセスに前向きに参加を希望する。

実施体制

(1)現地実施体制

ペドロ・アギレ・セルダ国立リハビリテーション研究所(INRPAC)、首都圏東部衛生局(SSMO)、厚生省

(2)国内支援体制

国立身体障害者リハビリテーションセンター、心身障害児総合医療療育センター、都立北療育医療センター、北九州市立総合療育センター他

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

(2)他ドナー等の

援助活動



技術協力プロジェクト

2010年04月10日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名 (和) 高齢者福祉行政プロジェクト

対象国名 チリ

分野課題1 社会保障・社会保険・社会福祉

分野課題2 貧困削減・貧困削減

分野課題3

プログラム名 その他(社会経済的弱者支援)

プロジェクトサイト サンティアゴ

署名日(実施合意) 2004年10月01日

協力期間 2004年10月01日 ~ 2007年09月30日

相手国機関名 (和) 高齢者庁

プロジェクト概要

背景

チリ国では近年の安定的な経済成長による平均寿命の伸長、死亡率の低下(UNDPの指標によると1000人あたり死亡者数は6人であり、日本の同8人よりも低い)等を通じ、人口構成において先進国と同様に少子・高齢化が進展してきており、同国において高齢者に関する問題は社会経済上の重要な課題となってきた。これに対し、チリ政府は高齢者対策を重要な課題の一つとし、1995年には大統領府のもとに高齢者委員会を設置、1996年に「国家高齢者福祉政策」を打ち出し、さらに2002年には同委員会を高齢者庁に格上げし具体的な高齢者対策の強化に乗り出している。しかし、同国において高齢者人口の8%は貧困層(チリ企画協力省社会経済特性調査)に属していること、高齢者の75%は運動を行わず70%は予防医療の存在を知らないこと(IDB調査)等の問題があり、依然として高齢者を取り巻く環境は厳しい。一方、わが国は、世界第一位の長寿国であり、高齢化率においても世界に類を見ない速さで高齢化が進んでいる中、介護保険制度、高齢者の就業促進等、様々な施策を講じて高齢者の福祉の向上を図ってきた経験を持つ。このため、チリ政府は我が国に対し高齢者福祉行政に係る協力を要請してきた。なお、チリにおける高齢者行政は中央政府(高齢者庁)が基本方針としての国家政策を策定し、それに従い、地域の高齢者のニーズをより的確に把握する地方自治体(Comuna:日本の「市町村」にあたる)が具体的な高齢者福祉事業計画をつくっていることから、本プロジェクト協力の対象者は、中央政府(高齢者庁)および地方自治体の両者としている。

上位目標 高齢者福祉の向上により、高齢者が充実した生活を送ることができる社会が構築される。

プロジェクト目標 対象地方自治体において地域のニーズに合った高齢者福祉事業が推進される。

成果

成果1:高齢者庁および対象地方自治体において高齢者福祉事業の計画策定能力が向上する。成果2:対象地方自治体の50%において、相談窓口業務マニュアルが作成され、高齢者総合相談窓口が設置される。成果3:対象地方自治体において、高齢者のための健康づくりプログラムが策定される。成果4:高齢者庁および対象地方自治体において、介護保険制度についての知識が向上する。成果5:高齢者庁による、対象地方自治体が高齢者福祉事業に対するモニタリングシステムが構築される。

活動

1-1:高齢者庁職員及び対象地方自治体高齢者担当に対し、日本の地方自治体が実施する高齢者福祉事業について紹介・説明する。1-2:日本で研修を受けた高齢者庁職員及び地方自治体高齢者担当が、日本で習得した知識を研修・ワークショップを通じて他関係者に対し紹介・普及する。1-3:対象地方自治体高齢者担当は高齢者庁職員とともに、当該自治体における高齢者福祉事業計画を作成する。2-1:高齢者庁職員及び対象地方自治体高齢者担当に

対し、日本の地方自治体における総合相談窓口業務を紹介・説明する。2-2:日本で研修を受けた高齢者庁職員及び地方自治体高齢者担当が、日本で習得した知識を研修・ワークショップを通じて他関係者に対し紹介・普及する。2-3:対象地方自治体が、相談窓口業務マニュアルを作成し、高齢者総合相談窓口を設置する。3-1:高齢者庁職員及び対象地方自治体高齢者担当に対し日本の地方自治体における健康づくりプログラムを紹介・説明する。3-2:日本で研修を受けた高齢者庁職員及び対象地方自治体高齢者担当が、日本で習得した知識を研修・ワークショップを通じて他関係者に対し紹介・普及する。3-3:地方自治体高齢者担当は高齢者庁の職員と共に、各自治体の状況に即した高齢者のための健康づくり事業計画を策定する。4-1:高齢者庁職員及び地方自治体高齢者担当に対し日本の介護保険制度について紹介・説明する。4-2:日本で研修を受けた高齢者庁職員及び地方自治体高齢者担当は日本で習得した知識を研修・ワークショップを通じて他関係者に対し紹介する。5-1:高齢者庁と対象地方自治体が定期的な調整会議を実施し、高齢者福祉事業の進捗状況のフォローを行うと同時に連携を強化する。

投入

日本側投入	短期専門家(中央および地方自治体における高齢者福祉行政) 2名/年 研修員受け入れ(高齢者福祉行政) 2004年度:2人x2.5ヶ月 2005年度、2006年度:4人 x1ヶ月 現地セミナー開催費
相手国側投入	カウンターパート人件費、施設・土地手配、その他
外部条件	チリ国政府により高齢者福祉に係る政策、予算が維持される。

実施体制

(2)国内支援体制	厚生労働省、地方自治体(福井県丸岡町他)、社会福祉協議会等
-----------	-------------------------------

関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動	本分野においては、JICA集団研修(一般特設)として「高齢化社会と福祉行政セミナー」(1997年度から2001年度まで5年間実施)が実施されてきており、過去に同 国から研修員が3名参加した。うち2名が本プロジェクトの主要カウンターパートである。
(2)他ドナー等の 援助活動	米州開発銀行(IDB)「Program for Innovative Interventions for Older Adults」(2004年8月～2007年7月)(チリ国の高齢者庁、地方自治体、高齢者団体の強化のための借款プログラム)と相互補完を図りながら実施する予定。



技術協力プロジェクト

2012年12月20日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)地域産業振興のための地方行政機能強化プロジェクト (英)Enforcement of Regional Administrative Function for Local Industrial Promotion
対象国名	チリ
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	ガバナンス-地方行政
分野課題3	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	その他(中小零細企業支援)
援助重点課題	貿易投資環境整備
開発課題	貿易投資環境整備
プロジェクトサイト	ビオビオ州アラウコ県、バルパライソ州サンアントニオ県、ロスラゴス州チロエ県
署名日(実施合意)	2007年10月01日
協力期間	2008年01月01日 ～ 2010年12月21日
相手国機関名	(和)内務省 地域開発次官官房
相手国機関名	(英)Subsecretaria de Desarrollo Regional y Administrativo (SUBDERE), Ministerio del Interior

プロジェクト概要

背景	チリでは国内総生産の約50%が首都圏州に集中し、首都圏州以外の12州のうち10州において首都圏州を上回る貧困率を記録しており、政府は地域産業の振興によるこれら地域間格差の是正を課題としている。一方で、地方行政は主に内務省が担っており、州知事は大統領任命により選出されるなど、中央集権的な地方行政が行われているため、地方においては地元ニーズに基づいたきめ細かな地場産業育成を図る地方行政機能が弱い状況となっている。 2006年に現パチェレ政権(2006-2010)は全国13州において「州産業振興局」を新たに設置し、地方分権型の地場産業育成・イノベーション振興を図る政策を打ち出した。「州産業振興局」は州知事をトップに構成される「官民合同戦略委員会」を中心に、「産業振興小委員会」と「イノベーション小委員会」によって構成されており、各州で発足する州産業振興局の主要課題として、①各州の状況に応じた地場産業振興策の策定手法の導入と人材育成、②イノベーションな地場産業育成のための手法導入と人材育成、③州政府レベルの政策と市町村レベルの地元産業振興との連携、などを挙げている。 かかる状況の中、チリ政府は、「地域産業振興のための地方行政機能強化」にかかる協力を我が国にを要請越したが、要請で想定されている協力範囲は広範で、限られた投入では効果が分散する懸念があったため、2007年4月にJICAはプロジェクト形成調査を実施し、①協力範囲の絞りこみ、②カウンターパートの確認、③PDM(案)の確認などを行った。 その後、2007年9月にJICAは事前調査団を派遣し、チリ政府の意向及びプロジェクト内容や実施体制等につき確認を行い、R/D及びM/Mにおいて双方で合意し署名した。それら経緯を踏まえて、「本邦研修」と「長期専門家による運営支援」の投入を主体とした技術協力プロジェクトを開始することとなった。
上位目標	経済的に恵まれていない地域において中小零細企業の事業活動及びイノベーション支援が推進される
プロジェクト目標	パイロット地域(アラウコ県、サンアントニオ県、チロエ県、アラウカニア地域)において地域、州、自治体における地域経済振興のための枠組みが強化される

成果	(1)パイロット地域において、SUBDERE・地方自治体・民間部門の人材の能力が向上する。 (2)パイロット地域において、現地研修及び本邦研修からの学びを活かして、パイロット活動が実施される。 (3)地域経済開発を目的とした管理体制を強化するための事例・手法をシムテム化する。
活動	(1-1)パイロット地域で研修プログラムを設計する。 (1-2)研修教材を準備・改善する。 (1-3)パイロット地域で研修を実施する。 (1-4)パイロット地域の研修参加者の中から本邦研修の参加者を決め、本邦研修での効果的な参加を促進する。 (1-5)本邦研修参加者の中からの学びを通して、パイロット地域での研修を改善する。 (2-1)パイロット地域で取り組む活動を決める。 (2-2)パイロット活動を実施する。 (2-3)パイロット活動の経験を纏める。 (3-1)マニュアル等の業務制度化に関する文書を詳細化する。 (3-2)パイロット地域においてマニュアル・手法・知見が実施される。
投入	
日本側投入	1)長期専門家(地域産業振興/業務調整) 2)短期専門家(必要に応じ) 3)本邦研修(カウンターパート研修、地域別集団研修) 4)調査団(運営指導調査団、終了時評価調査団)
相手国側投入	1)プロジェクトダイレクター 2)プロジェクトマネジャー 3)地域経済開発チーム ・地方自治体課員1名 ・政策と研究課員1名 ・地域開発課員4名 ・特別計画班3名 ・地域生産性開発事務所長3名 4)プロジェクト実施に必要なスペース及び機材
外部条件	1)チリ政府の地方分権化、地域間公正及び開発政策が変化しない。 2)内務省地域開発次官官房の政策が技術移転及び地方政府マネジメントを支援する政策に重点をおくこと。 3)政府組織及びプロジェクト地域の社会的な安定が、同じく維持されること。
実施体制	
(1)現地実施体制	内務省地域開発次官官房及び関係機関
(2)国内支援体制	立命館アジア太平洋大学(APU) (財)北九州国際技術協力協会、等
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	2001年に実施した開発調査「チリ国地域経済開発・投資促進支援調査・EPIE」では、チリの州別、地域別の輸出・投資促進戦略を提言している。同提言の中には、本プロジェクトの対象州である第8州につき、繊維産業、プラスチック産業、農産加工品の産業クラスターを通じた投資促進が提言されている。このため、本プロジェクトは、これら提言も踏まえることとしている。なお、具体的なこれまでの援助活動は以下の通り。 ・個別専門家「工業標準化および計量・認証制度」1993-1996 ・開発調査「地域経済開発・投資促進支援調査」2000.3-2001-10 ・個別専門家派遣「生産性・品質向上」1996-1998、1998-2001 ・シニア海外ボランティア「経営管理・品質管理」2004.4-現在
(2)他ドナー等の 援助活動	米州開発銀行(IDB)は主に産業振興公社(CORFO)をカウンターパートとし、2007年から5年間にわたり、州産業振興局の設置支援を行っているが、主に、各州での産業振興計画の策定・実施支援から州産業振興局の持続性確保・評価を実施している。 本技プロにおいては、①日本の知識・知見を導入し、②中央及び州政府レベルと市町村レベルの連携を重視しているため、同IDB事業とは重複することなく、相互補完的な連携プロジェクトとなっている。



技術協力プロジェクト

2012年06月09日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)住民参加型農村環境保全計画プロジェクト (英)The Project on Conservation of the Environment and Rural Development with Farmers' Participation for the Mediterranean Dryland Zone of Chile
対象国名	チリ
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業政策・制度
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	中小企業支援
プロジェクトサイト	メインサイト:INIA第8州キラマップ研究センター(チジャン:首都サンティアゴから南に約500km) モデルサイト:第8州内陸乾燥地域内モデル地区ニンウエ、ポルテスエロ
署名日(実施合意)	1999年11月04日
協力期間	2000年03月01日 ~ 2005年02月28日
相手国機関名	(和)農業牧畜研究所(INIA) 農業省農業計画室(ODEPA)、第8州政府農業省(SEREMI) 農牧開発庁(INDAP)
相手国機関名	(英)Instituto de Investigaciones Agropecuarias(INIA), Oficina de Estudios y Políticas Agrarias(ODEPA), S
日本側協力機関名	農林水産省
プロジェクト概要	
背景	チリ第5州から第8州までの天水農業地域では、不安定な利水状況や水食による土壌侵食の発生等のため、農業開発が著しく制限されており、貧困層が多く遍在している。 そのため日本のFAOへのトラストファンドにより1992年から95年までに第8州における土壌侵食現況調査とその対策の既存技術のマニュアル作成等が進められてきた。 同協力をベースとして、第8州にモデル地域を選定し、小規模灌漑技術及び土壌保全技術等、農業環境保全技術の確立と、同技術に基づいた住民参加による農村開発計画の策定を行うことを主たる目的として、我が国に対するプロジェクト方式技術協力の要請がなされた。
上位目標	内陸乾燥地域において、小流域の土壌・水保全プログラムを通して持続的農業と貧困緩和が推進される。
プロジェクト目標	持続的農業開発のための、土壌・水保全の総合技術が、第8州ニンウエ区の小流域において実証される。
成果	1.小流域レベルにおける適切な農業開発計画が策定される。 2.土壌と水保全の技術が改善される。 3.土壌と水保全の実施可能な総合技術が実証される。
活動	1.小流域における天然資源評価と農業開発計画の策定 1-1 水資源評価 1-2 社会経済調査 1-3 土壌侵食調査 1-4 農業開発計画

2. 土壌・水保全の技術の改善
 - 2-1 小規模節水灌漑技術の改善
 - 2-2 水資源開発技術の改善(表流水、地下水)
 - 2-3 土壌管理・保全技術の改善
3. 総合的技術の実証
 - 3-1 土壌・水保全および有効利用技術の実証
 - 3-2 土壌・水保全に関するマニュアルの作成

プロジェクト延長期間中は、以下の課題に対応する

- 1) プロジェクト成果の周辺地域への波及計画の策定
- 2) サンホセ地区への支援の継続
- 3) 他地域への技術移転活動のための予算確保
- 4) 水資源開発調査の継続
- 5) 不耕起栽培のための包括的技術パッケージの確立
- 6) 農民組織の強化支援

投入

日本側投入 長期専門家(チーフアドバイザー、業務調整、灌漑/水資源、土壌管理、営農/栽培)
短期専門家(年間3~4名)
研修員受入(年間2~3名)
機材供与(実験機器、測定機器、車輛等)

相手国側投入 延長期間中: 長期専門家1年間2名(営農/栽培、水資源開発)
要員: プロジェクト・ディレクター(1)、プロジェクト・マネージャー(1)、灌漑/水資源(2)、土壌管理(2)、営農・栽培(2)、事務職員等

外部条件 施設等整備: 実験室、事務室、試験圃場
予算手当(推定): 5年間で1,519,779US\$の投入を計画している 終了時評価調査において、2004年度までの合計金額でローカルコスト817,115,349ペソ(約150,358,690円/2004年10月17日付レートに基づく)の支出が確認された。
(上位目標)・経済状況が安定する。・土地所有問題が計画の実施において妨げにならない。
(プロジェクト目標)・農業省の農業政策が変わらない。・急激な自然条件の変化がない。
(活動)・関係機関がそれぞれの立場でプロジェクトへの協力に合意する。

実施体制

- (1) 現地実施体制 農業牧畜研究所(INIA) 農業省農業計画室(ODEPA)、第8州政府農業省(SEREMI) 農牧開発庁(INDAP)
- (2) 国内支援体制 緑資源機構、国内支援委員会(事務局は緑資源機構に委託)

関連する援助活動

- (2) 他ドナー等の援助活動 FAOラテンアメリカ・カリブ地域事務所フィールドプロジェクト(日本のトラストファンド: 99年終了)、世銀プロジェクト(PRODECOP)



技術協力プロジェクト

2004年07月01日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)チリ小規模酪農生産性改善計画 (英)Improvement of Productivity for the Small-Scale Dairy Farmers Project in the Republic of Chile
対象国名	チリ
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発
分野課題2	
分野課題3	
プロジェクトサイト	第10州 バルディビア アウストラル大学
署名日(実施合意)	1998年12月09日
協力期間	1999年10月15日 ～ 2004年10月14日
相手国機関名	(和)CENEREMA: 全国家畜繁殖・飼養管理訓練センター (農業省、第10州政府、アウストラル大学で構成される組織)
相手国機関名	(英)National Center of Training and Capacitation in Reproduction and Animal Management
日本側協力機関名	農林水産省 生産局
プロジェクト概要	
背景	チリ国の農林水産業セクターはGDPの9%、就業人口の約16%を占める。一方、自然条件の制約から農用地面積の約76%を牧草地が占めており、酪農の振興は地域間格差是正、国土保全・利用の観点からも重要である。同国政府は、メルコスル(南米共同市場)加盟による自由競争下で、多大な影響を被ると予想される小規模酪農家の経営改善が必要と判断し、国家農業開発計画(1995～2004)の重要課題として、貧困対策、農民への技術援助、畜産振興を推進し、家畜の生産性向上、それによる地方の貧困軽減を最重要課題の一つと位置付けている。 同国の貧困地域とされる第10州は、酪農が主要な産業であり、特に小規模酪農家の収入の低さとそれに起因する離農、都市部への人口流出に直面しており、酪農技術の改善、生産性向上等を通じた農家経営の安定化が迫られている。 こうした背景の下、同国政府が優先課題としている貧困撲滅、地方開発、都市への人口流出抑制等に資するため、全国家畜繁殖・飼養管理訓練センター(CENEREMA)の設立を計画し、その活動に係る協力を我が国に要請した。
上位目標	第10州における小規模酪農家の生産性が向上する
プロジェクト目標	農家レベルの適正な家畜繁殖及び飼養管理技術が改善・普及される
成果	1.人工授精に係る小規模酪農家の知識が向上し、十分に技術を身につけた人工授精技術者が養成される 2.飼養管理に係る技術者及び小規模酪農家の知識が向上し、モデル集乳所において適正な技術が実証展示される 3.オベロネグロ／オベロコロラドの種雄牛の能力が向上する
活動	1.人工授精 1-1.人工授精に関する実態調査及びモニタリング

- 1-2.人工授精に関する農家への啓蒙教育
- 1-3.人工授精技術者の養成及び再教育研修
- 2.飼養管理
 - 2-1.第10州の酪農状況の調査及びモニタリング
 - 2-2.乳牛の飼養管理に係わる農民対象の普及及び研修の実施
 - 2-3.個体乳量及び繁殖記録システムの構築
 - 2-4.乳質管理システムの確立と小規模酪農家によるその利用
- 3.繁殖育種
 - 3-1.オベロネグロ／オベロコロラド育種牧場の育種システムと遺伝的能力の調査とモニタリング
 - 3-2.受精卵移植技術を利用した種雄牛造成システムの構築

投入

日本側投入	長期専門家(チーフアドバイザー／人工授精、業務調整、飼養管理、繁殖育種) 短期専門家(必要に応じ派遣) 研修員受入(年間3～4名程度) 機材供与(技術指導用機材、研修用視聴覚機材、車輛等) ローカルコスト(専門家活動諸経費等)
相手国側投入	要員:カウンターパートの配置(人工授精、繁殖育種、飼養管理) 施設等整備:CENEREMA事務棟、モデル集乳所研修兼集会室及び乳質検査施設 ローカルコスト
外部条件	・小規模酪農家開発政策が継続される ・普及用の十分な予算が確保される ・乳価が急激に変動しない ・気候が安定し、牛乳生産に悪影響を及ぼさない ・牛の悪性伝染病が突然発生しない ・集乳所技術者がプロジェクトに協力する ・牧草生産が増大する ・受精卵移植による候補種雄牛が疾病により、精液生産不能にならない ・乳質検査室の運営のための予算が確保される ・育種牧場において、受精卵移植のための典型的なオベロネグロ/オベロコロラド種が使用できる ・技術指導を受けた人員がプロジェクトで継続して働く ・受精卵移植に供する遺伝資源が消失しない

実施体制

- (1)現地実施体制
- (2)国内支援体制
 - チリ小規模酪農生産性改善計画国内委員会
(委員は家畜改良センター、家畜改良事業団、農業技術研究機構により構成)

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - アウストラル大学へは1982年に個別派遣専門家を派遣して以来(1997年度終了)、ミニプロ(研究協力)、第三国研修も含め、継続して家畜繁殖学の研究を中心に個別派遣専門家による技術協力を行ってきている。
- (2)他ドナー等の援助活動
 - 無し



技術協力プロジェクト

2011年06月24日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和) 先住民コミュニティ農家経営向上プロジェクト (英) Project for the Economic Enterprising Development with Competitive Potential of Indigenous Community
対象国名	チリ
分野課題1	(旧) 農業開発・農村開発-(旧) 農村開発
分野課題2	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	その他(社会経済的弱者支援)
プロジェクトサイト	アラウカニア州(区州)テムコ市
署名日(実施合意)	2006年08月17日
協力期間	2006年11月23日 ~ 2009年11月22日
相手国機関名	(和) 農業省農牧開発庁(中央)、INDAP第9州支局(地方)、州内現場事務所
相手国機関名	(英) INDAP

プロジェクト概要

背景

チリ国では国内の社会的格差の是正が大きな課題となっている。特に、全人口(15,117千人)の4.6%(693千人)を占める先住民は、その43.2%が極貧困及び貧困層に属しており、全国平均である26.3%に比較して、貧困率が非常に高い。また、その多くが地方における第一次産業に従事している。

2006年3月に発足したバチェレ政権は、5つの優先政策プログラムの一つとして社会的排除の解消を打ち出しており、この中で先住民支援を掲げている。チリ政府は、1993年に先住民法を制定し、包括的な先住民支援策を打ち出し、2001年から米州開発銀行(IDB)の協力の下、「先住民コミュニティ総合開発プログラム(ORIGENES)」を実施し、教育・文化、伝統医療、生産性向上及び組織強化の4分野での活動を展開してきた。このうち、生産性向上分野は、INDAPが主体となり、先住民居住地域の小農に対して、自立性、効率性、競争力の向上を目的とした支援活動を実施してきた。

先住民居住地域の小農が抱える問題として、不安定な経営が挙げられ、生計の不安定化を招いている。このため、INDAPによる小農に対する農家経営支援が期待されているが、現状では、農民の組織化や市場開拓、営農方法の改善など持続的な生産活動という点で、十分な成果が得られていない。これは、INDAPで定められた小農支援制度や手法が画一的であり、柔軟性に欠けること、先住民の文化・習慣を考慮した参加型開発手法が導入されていないこと、INDAP職員が販売戦略を念頭に置いた営農指導を行うに至っていないこと等に拠る。

こうした状況から、本プロジェクトでは、先住民人口の多い第9州を対象とし、住民参加型のパイロット事業の実施を通じた先住民コミュニティのエンパワメントと、INDAPの先住民地域小農支援手法の改善・強化を図る。また、パイロット事業の結果に基づき、先住民コミュニティにおける農家経営改善・市場開拓のモデル化を図る。これにより、先住民地域の貧困削減、ひいては社会間格差の是正に寄与するものとする。(本プロジェクトでは、8民族で構成される全先住民の大部分(87.3%)を占めるマプチェ族の居住地域を対象とするが、他先住民民族においても、応用しうる、社会・文化的状況に配慮した小農支援手法の構築を図る。)

上位目標 INDAPにより、先住民コミュニティにおいて参加型開発手法を踏まえた適切な小農振興が行われ、先住民コミュニティの農家経営・市場開拓能力が向上される

プロジェクト目標 先住民コミュニティの文化的要素を考慮した農家経営改善・市場開拓のモデルが開発される

成果	1. 対象とする先住民コミュニティをとりまく社会調査結果が住民参加型でとりまとめられる 2. 農家経営改善・市場開拓のためのアクションプランが作成される 3. 農家経営改善・市場開拓のための戦略策定能力が改善される 4. 先住民の文化的要素を考慮した農家経営改善・市場開拓の支援手法が提案される 5. 農家経営改善・市場開拓の支援手法及び体験が文書化され、出版される
活動	1.1 INDAPにより対象とする先住民コミュニティの社会経済調査を行う。 1.2 INDAPがファシリテーションを行い、小農グループがコミュニティの現状・問題を把握する。 1.3 INDAP、小農グループ、技術支援者がコミュニティの農家経営改善・市場開拓能力向上のための問題認識と課題を共有する。 2.1 農家経営・市場開拓に関するINDAP、小農グループ、技術支援者の活動分析・評価を参加型で実施する。 2.2 プロジェクト対象地域における主要生産物についての市場調査を実施する。 2.3(農家経営・市場開拓に関する)住民参加型の活動分析手法を作り上げる。 2.4 INDAP、小農グループ、技術支援者が評価・分析結果を共有する。 2.5 INDAP、小農グループ、技術支援者がアクションプランを作成する。 3.1 アクションプランに基づき、INDAP、小農グループ、技術支援者向けの研修計画が策定される。 3.2 INDAP、小農グループ、技術支援者に対して研修が実施される。 3.3 修計画の評価・見直しが行われる。 3.4 クションプランの評価・見直しが行われる。 3.5 INDAPと技術支援者の支援の下、小農による農家経営改善・市場開拓のための具体的活動が計画実施される。 4.1 術委員会において全活動の評価が行われる。 4.2 係者間(先住民小農グループ、州政府、地方自治体、CONADI、ORIGENES他)で意見交換が行われる。 4.3 家経営改善・市場開拓の支援手法の案が作成される。 4.4 術委員会において支援手法の案が承認される。 5.1(パイロット事業の)体験をもとにした事例集が作成される。 5.2 援手法に関するハンドブックが作成される。 5.3 援手法ハンドブックが印刷、配布される。
投入	
日本側投入	総額 180百万円 専門家派遣(長期1名/3年間、短期:約5名/30M/M)、供与機材(小額機材4百万円)、研修員受け入れ(約8名/10M/M)、現地活動費(30百万円)、その他
相手国側投入	専門家執務室の提供、秘書、ドライバーの提供、その他 カウンターパート人件費、国内研修、参加者旅費、国内研修施設の提供 専門家執務室の提供、秘書、ドライバーの提供、その他
外部条件	1) チリ政府の小農支援及び先住民支援に関する政策に変更がないこと。 2) プロジェクトに参加したINDAP職員から他職員に対して伝達普及が行われること。
実施体制	
(1)現地実施体制	■協力相手先機関 農業省農牧開発庁INDAP(中央)、INDAP第9州支局(地方)、州内現場事務所
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	小規模灌漑及び土壌保全等の農村環境保全技術の確立と、同技術に基づいた住民参加による農村開発計画の策定を行うことを目的として、技術協力プロジェクト「チリ住民参加型農村環境保全計画」(2000年～2007年)が同国第8州チジャンで実施されている。直接のカウンターパート機関はINIAだが、INDAPも協力機関の一つとして位置づけられている。
(2)他ドナー等の援助活動	2001年から米州開発銀行(IDB)の協力の下、「先住民コミュニティ総合開発プログラム(ORIGENES)」を実施し、教育・文化、伝統医療、生産性向上及び組織強化の4分野での活動を展開してきた。このうち、生産性向上分野は、INDAPが主体となり、先住民居住地域の小農に対して、自立性、効率性、競争力の向上を目的とした支援活動を実施してきた。



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和) 第三国研修「小規模酪農家支援」プロジェクト (英) Third Country Training Programme for Sustainable Bovine Production on Small and Medium Agriculture
対象国名	チリ
分野課題1	(旧) 農業開発・農村開発-(旧) 農村開発
分野課題2	南南協力-南南協力
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	南南協力支援
援助重点課題	南南協力支援
開発課題	南南協力支援
プロジェクトサイト	ロス・リオス州バルディビア市
署名日(実施合意)	2006年07月18日
協力期間	2006年11月01日 ~ 2011年03月31日
相手国機関名	(和) アウストラル大学全国家畜繁殖飼養管理訓練センター(CENEREMA)
相手国機関名	(英) CENEREMA, Universidad Austral de Chile

プロジェクト概要

背景	メルコスール(南米南部共同市場)加盟等による経済のグローバル化の影響により、ラテンアメリカの農村開発において、特に小規模農家の経営に多大な影響が予測されている。その状況を解決する為、我が国と全国家畜繁殖飼養管理訓練センター(以下CENEREMA)で、チリ共和国「小規模酪農生産性改善計画(1999~2004年)」プロジェクトが実施され、成果を収めた。 また、2003年11月に開催された国際セミナーにおいて、中南米における小規模農家の酪農状況の把握と生産改善の必要性が確認されている。 以上のような背景から、上記プロジェクトで得た経験を活用するべく、チリ共和国政府から技術協力プロジェクトとして第三国研修「小規模酪農家支援」プロジェクトが要請された。今回プロジェクトでは、アウストラル大学とCENEREMAによる他の中南米諸国の専門家及び技術者を対象とした乳牛と肉牛の生産システム計画と評価に関する研修が行われ、中南米諸国の畜産技術向上と収益向上に貢献することが期待されている。
上位目標	研修に参加した各国の乳牛・肉牛生産が強化される。
プロジェクト目標	乳牛・肉牛生産分野の技術改善及び経済効率化プログラムを実行する研修参加者の能力強化が図られる。
成果	1. 家畜(牛)における土壌・牧草・家畜総合生産システムの知識が向上する。 2. 家畜(牛)の効率的・高収益生産システムに関する技術、管理方法、経営についての知識が向上する。 3. チリ国南部の乳牛及び肉牛生産に関わる生産システム、企業、政府機関の活動を認識する。
活動	研修コースは、次の科目を中心に構成し、研修員は講義、実習、ワークショップ等を通じて以下の知識を習得する。 1-1. 飼料の評価と利用方法

- 1-2.乳牛・肉牛生産システム
- 1-3.飼養
- 1-4.繁殖
- 2-1.乳牛・肉牛の繁殖評価
- 2-2.家畜管理
- 2-3.酪農・肉牛生産経済と運営管理
- 2-4.家畜生産システムの計画と評価
- 3-1.酪農企業、政府機関等への現場視察

- 研修期間:5週間／年
- 研修員数:12名(最大)
- 招待国:ニカラグア、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、コスタリカ、パナマ、コロンビア、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、キューバ、エクアドル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、メキシコ

投入

- 日本側投入
 - ・グッド・ファーマーリング・プラクティス等の分野の在外講師派遣
 - ・研修経費の50%負担
- 相手国側投入
 - ・CENEREMAにて講習会やセミナーの設備(25人用)、マルチメディア機材、バス、コンピューター・アクセス
 - ・研修経費の50%負担
- 外部条件
 - チリ側の予算が確保される。

実施体制

- (1)現地実施体制
 - 先方実施機関:アウストラル大学全国家畜繁殖飼養管理訓練センター
- (2)国内支援体制
 - 農村開発部:課題アドバイザーによる支援

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - JCPPミニプロジェクト対エルサルバドル「エルサルバドル家畜繁殖」(2003～2006年度)
 - プロジェクト方式技術協力「チリ小規模酪農生産性改善計画」(1999～2004年度)
 - 第三国専門家派遣(ニカラグア、エルサルバドル)(2000～2002年度)
- (2)他ドナー等の援助活動
 - なし



開発調査

本部主管案件

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)CDM植林に関する能力開発及び促進のための調査 (英)The Study for Capacity Development and Promotion of AR-CDM in the Republic of Chile
対象国名	チリ
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	自然環境保全-荒地回復
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	気候変動対策支援
援助重点課題	防災を中心とする環境対策
開発課題	環境・気候変動対策
プロジェクトサイト	ロスリオス州(XIV州)バルディビア アイセン州(XI州)コヤイケ
署名日(実施合意)	2005年09月15日
協力期間	2005年12月01日 ～ 2009年3月31日
相手国機関名	(和)森林研究所、農業省
相手国機関名	(英)Forest Research Institute of Chile / Ministry of Agriculture

プロジェクト概要

背景 チリ政府は1994年12月に気候変動枠組条約を、2002年8月には京都議定書を批准し、地球温暖化対策に向けた取り組みを進めてきた。国家環境委員会を中心とするDNAを設立し、国内の既存法体制に基づくCDM事業の審査基準を確立して、政府によるCDM事業の承認体制を整備した。また、世銀(GTZ)の支援により2003年3月にNSSを策定し、世界の排出権取引市場における7%の確保を国家目標として掲げている。チリは、世界の中でもCDMの推進体制が最も整っているホスト国の一つといえ、すでにチリ国で実施されるプロジェクトから4つのベースライン方法論が承認されている。日本からも排出減CDMプロジェクトへすでに数件の民間投資が入っており、今後も排出減CDMの事業が促進されていくものと思われる。また、チリは世界でも有数の林業国であり、これまでの林業は国内外の企業による大規模植林が中心に進められてきた。一方、チリ政府としては小規模農家による植林、荒地への植生回復の必要性も認識しているが、植林補助金制度や融資制度等の政府支援はあるものの、小規模農家による植林は十分に進んでいない。そこで、チリ政府は小農による植林推進に吸収源CDMを活用できるのではと考えている。しかしながら、吸収源CDMについてはチリ政府独自でパイロットプロジェクト実施が試みられているものの、政府機関の体制及び実施能力が不十分であると認識しており、我が国に対して、吸収源CDM事業の形成、検証、認定のための制度面、科学技術面の能力向上に資する協力を要請するに至った。JICAにとっても吸収源CDMに関する協力経験は十分でなく、また、先方要請内容に確認すべき内容があることから、2004年10月に吸収源CDMに関する協力要請があった、チリ、ウルグアイ、アルゼンチンの計3カ国に対して協力実施の是非を検討するため基礎調査団を派遣した。基礎調査により各国の吸収源CDMに関する取り組み及び体制を確認し、チリに対しては開発調査による支援実施するとの判断に至った。なお、協力内容は、吸収源CDMを推進する上で重要となる、追加性/ベースラインシナリオの検討、プロジェクト設計計画書作成能力の強化、事業実施に必要な調査方法の確立、事業の管理体制の構築といった事項に取り組むことが想定された。基礎調査での確認事項を踏まえ、本格調査内容を先方関係機関と協議、検討するため、2005年6月に事前評価調査団を派遣

上位目標	CDM植林プロジェクトの事業形成、投資参入、事業実施が活発になるよう、CDM植林関係機関の支援体制が構築される。
プロジェクト目標	1)森林研究所の技術者が、吸収源CDMプロジェクト設計書の作成能力を有するようになる。 2)吸収源CDMの事業推進に向けた政府支援体制が構築される。
成果	1)パイロットプロジェクトの新方法論承認及びプロジェクト設計書の有効化を通じて、関係機関のCDM植林プロジェクトの形成及び実施能力が強化される。2)CDM植林を促進するための支援体制及び制度が強化される。
活動	〔中央レベル〕1)調査に必要な情報、既存データの収集 2)関係機関内のCDM植林に対する理解促進のためのワークショップを開催する。3)関係機関内でCDM植林促進の共通認識を検討する。4)CDM植林促進にあたる各機関の役割と責任を明確化する。5)関係機関職員を対象に、CDM植林に対する理解促進のためのセミナーを開催する。6)特にプロジェクトデベロッパー、投資者、CERバイヤーのための、CDM植林促進関連情報の普及について検討する。7)CDM植林プロジェクト形成のための基本マニュアルを作成する。8)関係機関に調査の結果と経験を普及するためワークショップを開催する。〔第10州パイロットプロジェクト〕1)調査に必要な情報、既存データの収集 2)10州プロジェクト担当者のCDM植林に対する理解を促進するためのワークショップを開催する。3)プロジェクト形成の基本構想の検討を行う。(参加者、実施機関体制、追加性、ベースライン/モニタリング方法論等) 4)プロジェクトエリアの中小規模土地所有者による植林のバリアを検討し、そのバリアについて経済的または他の視点からの分析を行う。5)10州の中小規模所有者による植林の歴史的変遷の分析を行う。6)現地調査及び既存情報に基づき、CDM植林活動の潜在的な参加農民及びサイトの検討を行う。7)プロジェクトに関係する議論と、プロジェクトからの知識と経験を普及するために、調査の過程で必要なワークショップを開催する。8)プロジェクトの追加性及びベースライン論証の基本構想を決定する。9)プロジェクトの実施管理を行う組織形態を検討する。10)プロジェクトの農民とサイトを選定する。11)プロジェクトの参加農民と話し合いを行う。12)プロジェクトによる経済的、社会的、環境的影響を、関係する法・制度に基づき検討する。13)プロジェクトのベースライン、モニタリング、追加性、リーケージについて確定する。14)プロジェクトの費用対効果分析を行う。15)プロジェクトの新ベースライン方法論(NMB)、新モニタリング方法論(NMM)を作成する。16)プロジェクトのドラフトプロジェクト計画書(draft PDD)を作成する。17)チリCP機関が、DNAからCDMプロジェクトとしての承認を得る。18)チリCP機関より、OEにNMB、NMM、draft PDDを提出する。19)チリCP機関より、OEを通してCDM理事会(AR-Working Group
投入	
日本側投入	コンサルタント(総括/CDM、森林経営、CDM事業計画、業務調整:36人月) 調査用資機材
相手国側投入	Undertaking内容 CP職員、執務スペース
実施体制	
(1)現地実施体制	ステアリングコミッティ(中央政府関係機関での内容共有)及び調査実施委員会(農業省関係機関による調査の内容検討)を設置。
(2)国内支援体制	農林水産省
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	森林環境協力実績 開発調査:森林資源管理計画調査(1990-1993年) プロ技:半乾燥山緑化計画(1993-1999年) 第三国研修:環境回復を考慮した土壌・流域持続的管理コース(2000-2005年) JBICがチリ国政府とCDM推進のためのMOUを締結している。
(2)他ドナー等の援助活動	・GEFの支援で第1回National Communicationを作成・世銀(GTZ)の支援で2003年3月にNSSを策定・GTZが再生可能エネルギーに関する支援実施中。・カナダ、フランス、デンマークとはCDM推進のMOU協定を締結済み。オーストリア、ドイツ、オランダ、イタリアと交渉中。



技術協力プロジェクト

2012年06月09日現在

本部／国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名	(和)チリ国環境回復を考慮した土壌・流域持続的管理コースプロジェクト (英)International Training course on Environmental Restoration for sustainable management of Degraded soil and Watersheds
対象国名	チリ
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	南南協力-南南協力
分野課題3	平和構築-(旧)公共・インフラ社会サービス支援
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	南南協力支援
プロジェクトサイト	サンティアゴ首都圏州
署名日(実施合意)	2004年09月15日
協力期間	2004年11月01日 ~ 2009年03月31日
相手国機関名	(和)チリ森林公社
相手国機関名	(英)National Forest Corporation(CONAF)

プロジェクト概要

背景 土壌侵食と劣化は、チリ及び中南米諸国において深刻な環境問題である。これにより、土壌・水保全による環境保全推進の必要が高まり、1993年から1999年まで CONAF(森林公社、Corporacion Nacional Forestal)－JICAによる「チリ半乾燥山緑化技術計画プロジェクト」が実施された。プロジェクト終了後、日本より移転を受けた技術をラテンアメリカ周辺国に普及するため、1999年から2003年まで第三国集団研修「土壌・水保全を重点に置いた小流域の総合的 管理」を年一度実施しており、同コースに対し非常に高いニーズが確認された(昨年度応募数約250名)。新規研修は環境回復を重点に置き、当分野における中南米諸国の持続的開発への貢献が期待される。

上位目標 中南米諸国参加国における自然資源及び環境の持続的な管理が促進される。

プロジェクト目標 ラテンアメリカ研修員が流域回復に関する知識、技術、手段を身につけ、応用能力が高まる。

成果 1.研修員は流域管理、林業、環境回復に関する知識と応用技術を習得する。
2.研修員の環境保全プロジェクトの計画、モニタリング、評価能力が向上する。
3.研修員は各国との意見・経験交換により環境管理に関する視野が広がる。
4.研修員は環境保全分野における参加型手法を習得する。

活動 次のテーマについて講義、実技及び現場視察が行われる。
1.1環境回復に考慮した流域管理入門
1.2環境問題の診断
1.3環境回復技術の実例と応用
2.1流域における環境影響のモニタリングと評価
2.2環境影響評価と環境監査
3.1環境回復を考慮した中南米・カリブ諸国の流域管理の実例紹介
3.2流域単位での環境管理と保全計画
4.1生態系を重視した環境回復応用
4.2社会文化と住民参加を重視した環境保全計画の応用

対象国: 18カ国(アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国、ベネズエラ)
定員: 18名

投入

- 日本側投入 ・コース実施費用の50%
- 相手国側投入 ・コースの実施費用の50%
- 外部条件 ・チリ側の予算が確保される。

実施体制

- (1)現地実施体制 ・森林公社 ・チリ国際協力庁

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - ・技術協力プロジェクト「チリ半乾燥治山緑化計画」(1993～1999年)
 - ・第三国集団研修「土壌・水保全を重点に置いた小流域の総合的管理」(1999～2003)
 - ・第三国専門家派遣(ニカラグア、ホンジュラス、ドミニカ共和国、コスタリカ、ボリビア、ペルー)



技術協力プロジェクト

2004年07月01日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名 (和) 貝類増養殖開発計画
(英) The Development of Benthonic Resources Aquaculture Project in Chile

対象国名 チリ

分野課題1 (旧)水産-水産(旧)
分野課題2
分野課題3

プロジェクトサイト プエルトモン市
署名日(実施合意) 1997年03月17日

協力期間 1997年07月01日 ～ 2002年06月30日

相手国機関名 (和) 第10州チンキウエ公社
相手国機関名 (外)

日本側協力機関名 農林水産省(水産庁)、文部科学省

プロジェクト概要

背景 1-1 協力の背景
チリの水産業は、乱獲等による水産資源の減少、漁民の慢性的貧困、漁村の過疎化等の問題に直面している。同国第10州政府は資源管理型漁業の導入によって、従来の「獲る漁業」から「造り育てる漁業」へと転換を図っている。また、零細漁業振興策・貧困政策の一貫として漁家の収益向上を目指している。このような背景の下、チリ国政府は、貝類・ウニ等の種苗生産をはじめとする増養殖技術開発及び漁村造りにおいて、豊富な経験を有する我が国に対し、プロジェクト方式技術協力を要請した。

1-2 協力内容

資源管理型漁業普及のため、本プロジェクトでは、現地の自然・社会・経済条件等に適し、経済価値のあるマガキとムラサキヒヨク(チリホタテ)の増養殖技術を開発し、チンキウエ公社の職員に移転した。

上位目標 経済価値のある貝類を主体とした底棲生物の増養殖技術が、チリ第10州の小規模漁民の組織および個人小規模漁民、中規模養殖業者に普及する。

プロジェクト目標 現地の自然・社会条件に合った経済価値のある底棲生物の増養殖技術を開発する。

成果 1) 世界で使用されているマガキ、ムラサキヒヨクの種苗生産技術が移転され、第10州の現状に適応する種苗生産技術が開発され、種苗の計画生産体制が確立される。
2) その他重要底棲生物種の種苗生産基礎技術が移転される。
3) 漁民組織に普及しうるマガキ、ムラサキヒヨクの養殖技術が確立される。
4) 零細漁民に普及活動を行う際の有用な社会・経済的情報が蓄積される。
5) チンキウエ公社の養殖普及能力が向上する。

活動

投入

日本側投入

相手国側投入

外部条件

実施体制

(1)現地実施体制

(2)国内支援体制

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動 特に無し

(2)他ドナー等の
援助活動 特に無し



技術協力プロジェクト

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和) 地域住民を対象にした環境教育モデル開発プロジェクト (英) Development of Environmental Education Model to Strengthen Local Capabilities
対象国名	チリ
分野課題1	環境管理-環境行政一般
分野課題2	環境管理-気候変動対策
分野課題3	教育-ノンフォーマル教育
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	環境行政能力向上支援
援助重点課題	防災を中心とする環境対策
開発課題	環境・気候変動対策
プロジェクトサイト	オヒギンス州(VI州)ランカグア市
署名日(実施合意)	2007年03月20日
協力期間	2007年11月01日 ~ 2010年10月31日
相手国機関名	(和) 国家環境委員会
相手国機関名	(英) National Environment Committee, CONAMA

プロジェクト概要

背景

チリ国では、1990年に国家環境委員会(CONAMA)が設立され、1994年に環境基本法が公布される等、環境における基準、監視、罰則等の法律が整備されてきた。CONAMAは、それぞれの国家機関が実施する環境政策を調整するとともに、環境質基準(大気・水質等)を策定する任務を有する機関であり、チリ国の環境管理システムを構築する上で中心的な役割を果たしている。

2002年からは、CONAMAが中心となって教育省、森林公社(CONAF)、市町村、UNESCO等と共に「教育機関の環境認証国家システム(SNCAE)」プログラムを実施しており、環境保全に貢献する教育機関の活動に対し環境認証を与えている。これまでに①環境教育における教師の役割、②適切な環境教育の運営管理などの環境教育推進のための基準を作成している。本プログラムの立ち上げ時には、環境教育における関連機関との調整及びプログラムの推進のための「環境認証国家委員会」を設立した。同委員会は、教育省、CONAMA、森林公社等関係機関の代表者によって構成されており、各州におかれた地方委員会が環境認証の対象となる活動を選定している。

一方、これまでの公的教育機関に限定した環境教育の成果は、必ずしも実際の生活の場及び地域社会の環境保全に繋がっているとは言えず、教育関係者のみならず、国や州・市町村といった行政機関、民間企業、一般市民など広範なアクターを巻き込んだ環境教育を推進する必要がある。しかし、広範なアクターを取りまとめる上で重要な役割を担うべき国及び地方レベルにおける行政機関は経験が十分でなく、方針づくり、運営管理、調整などアクター間の連携を進める上で必要な能力強化が課題となっている。以上の背景を踏まえ、市民を巻き込んだ形での環境教育の経験が豊富なわが国へ技術協力プロジェクトの要請がなされた。

これに対し、JICAは2007年3月11日～3月26日に事前調査団を派遣し、先方政府とプロジェクトの基本枠組みについて協議し、2007年3月20日、ミニッツにおいて合意した。

上位目標 環境教育のモデルがチリ国内他州に広がる。

プロジェクト目標 市域内協力連携ネットワーク形成の環境教育モデルが開発される。

成果	成果1. 地域性を重視した環境教育における関係者の参加方法が開発される。 成果2. 連携ネットワーク型協働及び地域性を重視した環境教育の推進のための市役所員及び地元関係者の能力が高められる。 成果3. 地域性を重視した環境教育についてCONAMA職員の能力が向上する。 成果4. プロジェクト普及・推進のための戦略が作成される。
活動	1-1 地域住民を対象とした環境教育の現状に関する調査の実施。 1-2 地域の関係アクター間の連携を強化する環境教育推進モデルをデザインする。 1-3 地域性を重視した環境教育に関する方法が共有される。 2-1 市役所員及び地元関係者の能力開発の研修計画が作成される。 2-2 計画した研修を実施する。 2-3 実行した研修計画の評価。 3-1 CONAMA職員向けの研修計画が策定される。 3-2 CONAMA職員向けの研修が実施される。 3-3 実施した研修が評価及び修正される。 4-1 コミュニティー、件、地域、国、国際単位でのプロジェクト普及・推進計画が作成される 4-2 プロジェクト報告書が作成される
投入	
日本側投入	長期専門家 1名(環境教育)3年間 短期専門家 7-9名(地域連携促進、住民啓発、教材開発、その他)計3.77MM 本邦研修 19名(環境教育)なお、グループ研修にて実施予定。 (2007年度は5名、2008年度は7名、2009年度5名、各々約1ヶ月間)
相手国側投入	カウンターパートの配置 ローカルコスト負担 専門家の執務室 専門家への便宜供与
外部条件	チリ国の環境政策が変更されない。 CONAMAが情報を保有している。 成果1) 分析に十分な情報が存在する。 成果2) 関係者が研修に参加できる。 成果3) 2008年11月の選挙後も対象地域の市長がプロジェクトへの関心を持ち続ける。 市民や関係組織が、環境問題へ関心を持ちパイロットプロジェクトに協力する。
実施体制	
(1)現地実施体制	JICAチリ事務所、CONAMA、州政府をはじめ関係機関による合同調整委員会を設置。
(2)国内支援体制	適宜、国際協力専門員および本邦研修の受入れ機関であるNPOこども環境活動支援協会(LEAF)をはじめとする国内環境教育関連機関からの技術的アドバイスを頂く。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	①サンチャゴ首都圏産業固形廃棄物処理計画: 1995年から本格調査(開発調査)を実施。産業固形廃棄物及び医療廃棄物の処理施設、及び最終処分場等の環境管理マスタープランづくり。 ②環境センタープロジェクト: 1995年～5年間。2000年6月から2年間延長。1995年国立チリ大学の所有する環境センター財団として発足したCENMA(環境センター)にて大気汚染気象予測・管理、産業排水・水質管理、産業廃棄物管理、環境情報・研修の各分野にて協力を実施。 ③無償: 環境センター1995年実施。環境センターに対する資機材供与。(E/N金額7.9億円) ④青年海外協力隊: 2008年から2年間、第6州にて「環境教育」7名
(2)他ドナー等の援助活動	UNESCOが学校認証システムを後援している。



技術協力プロジェクト

2012年06月09日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名 (和)チリ国環境行政コースプロジェクト
(英)Environmental Administration

対象国名 チリ

分野課題1 環境管理-環境行政一般
分野課題2 平和構築-ガバナンス
分野課題3 貧困削減-貧困削減
分野分類 計画・行政-行政-環境問題
プログラム名 南南協力支援
プロジェクトサイト サンティアゴ首都圏
署名日(実施合意) 2004年03月01日
協力期間 2004年03月01日 ～ 2008年03月31日

プロジェクト概要

背景 環境に対する取り組みは中南米諸国では近年重要性を増しているところであるが、各国においてはその発展度合い、国家政策における位置付けなどは非常に多様であり、多くの国では未だ初期的な段階にある。我が国はプロ技「チリ環境センター」を1995年から7年間にわたり協力を実施し、日本から移転された技術及び知識を活用した更なる展開が求められ、その一貫として中南米諸国を対象とした第三国集団研修を立ち上げることにした。

上位目標 中南米諸国において持続的発展を目的とした適切な環境政策や環境事業が実施される。

プロジェクト目標 中南米諸国からの参加者は環境行政・政策の基本概念を習得し、自国の環境保全政策に寄与する。

成果

- ・ 環境行政の実施に必要な手法の習得。
- ・ 環境影響評価・環境モニタリングに必要な指標の習得。
- ・ 環境汚染の発見・管理に必要な知識を習得。
- ・ 地域レベルにおける環境問題の把握と持続的開発のための管理手法の習得。
- ・ 環境行政手法や政策・現行法について、地域、地球規模のグローバルな視点を持つ。
- ・ 環境の現状、喫緊課題について適切に把握すること。
- ・ 環境汚染軽減、防止の実施手法に係る有用性、適用可能性を評価する。
- ・ 環境調査・研究成果などを通じて、各国の一般的な環境情報の質を判断する手法を学ぶ

活動 次のテーマについて講義、実技及び現場視察。

- ・ 環境政策・行政
- ・ 廃棄物対策
- ・ 環境が健康に与える影響
- ・ 課題発見と問題解決方法

投入

日本側投入 コース実施費用の50%、日本人講師派遣「環境行政」

相手国側投入 コースの実施費用の50%

外部条件 チリ側の予算が確保される

実施体制

- (1)現地実施体制 環境センター(GENMA)、チリ国際協力庁(AGCI)
- (2)国内支援体制 環境省

関連する援助活動

- (1)我が国の
援助活動 プロジェクト方式技術協力「チリ環境センター」(1995～2002)



技術協力プロジェクト

2012年06月09日現在

本部／国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名 (和)チリ国持続的開発のための地質調査手法コースプロジェクト
(英)Geological Tools for the Sustained Development of Nations

対象国名 チリ

分野課題1 環境管理-土壌汚染
分野課題2 環境管理-その他環境管理
分野課題3 平和構築-(旧)公共・インフラ社会サービス支援
分野分類 鉱工業-鉱業-鉱業
プログラム名 南南協力支援
プロジェクトサイト ビオビオ州コンセプション市
署名日(実施合意) 2003年12月10日

協力期間 2004年03月01日 ~ 2008年03月31日

相手国機関名 (和)コンセプション大学
相手国機関名 (英)Universidad de Concepcion

プロジェクト概要

背景 発展途上国の経済収入は主に自然資源により成り立っており、その傾向は過去数十年続いている。資源の産地や埋蔵量の把握及び産出量経済的分析について重要な役割を果たしており、それぞれの国の自然資源の持続的発展の為に基礎知識である。よって、公共機関等の技術者の鉱物やエネルギー源の基準コントロールの過程を学び、理解し、また環境と調和した開発方法を学ぶことは必要不可欠である。

中南米諸国においては天然資源に依存している国が多く、それらの国々が持続的な発展を果たすためには、資源量の把握、管理、規制といった視点が不可欠である。本研修によりプロジェクト技術協力方式「鉱床学研究センター」にて技術移転した技術を適用しさらにチリの経験を活かし、第三国へ普及し、鉱物やエネルギー源の基準コントロールの過程及び環境と調和した開発方法を中南米諸国の技術者に理解・習知することを目的とする。

上位目標 中南米諸国からの参加国における持続的資源開発が可能となる。

プロジェクト目標 地質学が社会に与える影響、資源開発への環境面からの規制や非伝統的な地学産出物の新市場開拓方法などの知識を得ることにより、参加国資源利用の戦略的方法の決定ができるようになり、参加国の開発に貢献する。

成果 中南米諸国の研修員は鉱産物、エネルギー資源の適切な探査・開発等の資源管理を習得し、それぞれの国の持続的開発に貢献できるようになる。

活動 次のテーマについて講義、実技及び現場視察が行われる。

科学分野:エネルギー資源や鉱床の分布、探査方法及び埋蔵量や産出可能量の学問・経済両面からの評価方法の習得

技術手法分野:鉱産物、エネルギー資源の開発に寄与している新しい科学的・技術的手法の習得

社会分野:持続的社会開発に地質学が与える影響、伝統的でない地質産物の開発の新情報を得て、参加各国の経済発展へ活用する

対象国:17カ国(アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、コスタリカ、コロンビア、ウルグアイ、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ベネズエラ、メキシコ、ニカラガア、パナマ、パラグアイ、ペルー)
定員:10名

投入

日本側投入	コース実施費用の50%、日本人講師派遣「地質学と資源管理」
相手国側投入	コースの実施費用の50%
外部条件	チリ側の予算が確保される

実施体制

- (1)現地実施体制 コンセプション大学、チリ国際協力庁(AGCI)
- (2)国内支援体制 九州大学、宮城教育大学、滋賀大学、弘前大学他

関連する援助活動

- (1)我が国の プロジェクト方式技術協力「鉱床学研究センター」(1989～1994)
- 援助活動



技術協力プロジェクト

2014年07月23日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和) 鉱害防止指導体制強化プロジェクト (英) Project on Institutionalization of Mine Pollution Control
対象国名	チリ
分野課題1	環境管理-鉱害・水銀汚染
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	鉱工業-鉱業-鉱業
プログラム名	環境行政能力向上支援
援助重点課題	防災を中心とする環境対策
開発課題	環境・気候変動対策
プロジェクトサイト	サンティアゴ首都圏
署名日(実施合意)	2002年01月11日
協力期間	2002年07月01日 ～ 2007年06月30日
相手国機関名	(和) 鉱業省地質鉱山局 (SERNAGEOMIN:セルナヘオミン)
相手国機関名	(英) National Service of Geology and Mining (SERNAGEOMIN)

プロジェクト概要

背景

チリ国には世界の39%を占める銅の埋蔵量があるとともに、モリブデン、金、炭酸リチウム、硝酸塩類などでも世界的な産出国である。同国において鉱業は国内生産の10%、輸出の約40%を占める重要産業である。同国政府は、鉱業が将来に亘っても発展していくためには、鉱業にかかる環境問題が適切に処置されることが重要であると判断し、1990年代から鉱山の環境保全に関する政令を制定してきた。チリ政府は環境問題を重視し、産業界に対して環境を犠牲にした経済開発を認めない姿勢を打ち出している。また、鉱業の環境負荷が極めて大きいこと、現行法では環境基準が不十分なことを認めており、法整備を進めている。現在チリ国には推定約4000の休廃止鉱山が存在しているが、現行の鉱業法では、操業を停止した鉱山の採掘跡や廃滓堆積場などに関する修復義務が規定されておらず、多くの休廃止鉱山はその実態が把握されないまま放置されている。その結果、次のような鉱害のリスクが存在している。

1. 鉱山や廃滓堆積場からの粉塵による農産物や住民の被害、2. 廃滓堆積場の崩壊による河川・湾の水質汚濁、3. 鉱山からの酸性排水による水質汚濁や土壌汚染などがある。

こうした中、現在チリ国国会で休廃止鉱山対策を規定する閉山法が審議されている。しかしその一方、鉱害防止の監督機関であるSERNAGEOMIN(鉱業省地質鉱山局)では、鉱害調査技術、環境対策計画の策定・モニタリング技術、および休廃止鉱山データベースの整備技術が不足している。このため、環境政策の円滑な実施のためには次に示す能力向上が不可欠である。1. 稼働休廃止鉱山の現状把握、2. 鉱害調査、3. 予想される環境リスクの評価技術、4. 鉱害防止対策計画の策定に関する知見・技術。

これらの理由からチリ共和国は2000年10月に「鉱害防止指導体制強化」に係るプロジェクト方式技術協力の要請を日本国政府に提出した。これを受け、JICAは2001年5月と8月にそれぞれ第1次・第2次短期調査を実施し、案件の実施妥当性・活動計画・供与機材などの協議を行った。その後、JICAは2002年1月に実施協議調査団を派遣し、SERNAGEOMINの鉱山保安当局としての技術向上を目的とした本プロジェクトを2002年7月から5年間の予定で実施する討議議事録(R/D: Record of Discussion)に取りまとめ、チリ側と同意し、R/Dに署名・交換した。

上位目標

- 1.チリ政府は休廃止鉱山による鉱害を防止する。
- 2.SERNAGEOMINは閉山対策に係る技術指導を行う。
- 3.SERNAGEOMINは国内鉱山の情報をデータベースとして整備する。

プロジェクト目標	SERNAGEOMINは既存の業務に以下の2機能を追加する； 1.SERNAGEOMINは稼働鉱山及び休廃止鉱山の実態を把握する。SERNAGEOMINは環境への影響を含む休廃止鉱山の情報をデータベースとして整備する。 2.SERNAGEOMINは閉山を含む鉱業による環境被害を最小限にし、かつモニタリングするための計画を評価できる能力を保有する。
成果	1.プロジェクトで計画されている各投入が完全に遂行される。 2.鉱害防止に関する基本的な知識がSERNAGEOMINの鉱務監督官に普及する。 3.SERNAGEOMINの休廃止鉱山の実態調査のための技術力が強化される。 4.SERNAGEOMINは3の実態調査で取得した情報を格納するための改良版データベース・システムを保有する。5.SERNAGEOMINは閉山のための技術的な対策を評価するための能力を向上させる。 6.SERNAGEOMINはモデル稼働鉱山に関し、鉱害を監督・検査のための技術を強化する。 7.SERNAGEOMINはモデル稼働鉱山及び休廃止鉱山に関し、鉱害防止対策の計画を評価できる能力を向上させる。8.SERNAGEOMINの環境影響評価能力が強化される。 9.SERNAGEOMINの化学分析の能力及び分析機器の管理のための技術が向上する。 10.SERNAGEOMINは化学分析結果の解析・評価のための技術を取得する。
活動	1.計画通りにC/P及び管理部門の要員が配置される。 2.日本の鉱害防止に係る法規・規則及び鉱害に係る検査や調査方法を紹介する。 3.モデル休廃止鉱山において、危険度判定のための技術を指導するとともに廃滓堆積場など鉱山の基本要素についての調査技術を指導する。 4.既存のデータベース・システムを改善し、休廃止鉱山の調査データの投入が可能な体制を整える。 5.モデル稼働鉱山において、鉱山の基本要素に関し、将来の閉山ために準備すべき技術的対策について指導する。 6.モデル稼働鉱山において、鉱山の基本的要素に関し、鉱害の検査技術を指導する。 7-1.モデル稼働鉱山において、将来の閉山に係る鉱害防止対策の策定及び費用算定をするための技術を指導する。 7-2.モデル休廃止鉱山において、鉱害対策の策定及び費用算定をするための技術を指導する。 8.SERNAGEOMINが実施している鉱業環境影響評価に技術上の助言を行う。 9.化学分析技術を指導する。また、機材管理技術、高精度測定技術及びサンプリング技術(試料調製を含む)を改善する。 10.化学分析結果のデータの解析・評価のための技術を確立する。
投入	
日本側投入	長期専門家(チーフアドバイザー、業務調整、鉱害調査、鉱山保安・環境) 短期専門家(化学分析、蛍光X線分析装置に係る化学分析、GIS、抗廃水対策技術) 研修員受入(年2-3名程度) 機材供与(化学分析機器機材)
相手国側投入	要員:C/P39名程度 施設等整備:専門家執務室改修 予算手当(推定):675,135千ペソ(2002年~2006年累計)
外部条件	チリの政府と鉱業界が鉱業促進策を維持する。 鉱業の課題に関し、前向きな政策が執られる。 C/Pがそれぞれの分野に適切に配置される。 C/Pは継続して鉱業界に勤務し続けて経験を積む。 鉱業省はSERNAGEOMINの活動を支援する。 本プロジェクトの運営資金が適切に確保される。
実施体制	
(1)現地実施体制	実施機関:鉱業省地質鉱山局(SERNAGEOMIN:セルナヘオミン)
(2)国内支援体制	国内委員会事務局:(財)国際鉱物資源開発協力協会(JMEC)
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	JICAプロ技:資源環境研修センター(1994.7.1~1999.6.30) JICA個別専門家:澤谷勝三専門家(鉱山環境行政)(1999.10.1~2002.9.30)
(2)他ドナー等の援助活動	ドイツBGRによる法整備支援



技術協力プロジェクト

2014年07月23日現在

本部／国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名	(和)チリ国JCPP強化プロジェクト (英)Strengthening Japan-Chile Partnership Programme(JCPP)
対象国名	チリ
分野課題1	南南協力-南南協力
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名	南南協力支援
援助重点課題	南南協力支援
開発課題	南南協力支援
プロジェクトサイト	主に中南米諸国
署名日(実施合意)	2003年09月01日
協力期間	2003年09月01日 ～ 2006年08月31日
相手国機関名	(和)チリ国際協力庁(AGCI)
相手国機関名	(英)Agencia de Cooperacion Internacional de Chile

プロジェクト概要

背景 我が国南南協力支援の取り組みの一環として1999年6月に締結された日・チ・パートナーシップ・プログラム(JCPP)に基づき、2000年度に開始されたキューバ海 水魚養殖分野に対する協力を皮切りにこれまで様々なJCPP案件が実施されている。JCPPのR/Dに基づき、2003年2月東京において、JCPPのこれまでの活動の評価及びJCPPの枠組みのレビューが行われ、これまでの実績整理、実施における課題整理とこの解決手段の確認等が行われた。一方、JCPPをより効果的に実施するためには、日本側、チリ側及び被援助国の要望・意向を確認するシステムを構築するとともに、JCPPの実施機関であるチリ国際協力庁(AGCI)の案件管理・評価能力を含む南南協力実施体制を強化することにより、より計画的、効率的な協力を行っていく必要がある。このことから、国際協力庁(AGCI)に派遣されている援助企画調整の長期専門家を核として、専門家派遣、研修員受入、セミナー開催等を組み合わせた南南協力技術協力プロジェクトを立ち上げることとする。

上位目標 JCPPの効率的・効果的な実施により主に中南米諸国の途上国の社会・経済発展に資する。

プロジェクト目標 AGCIのJCPP活動実施能力が強化される。

- 成果
- 1 AGCIの受益国のニーズ把握能力及びJCPP活動計画能力が強化される。
 - 2 AGCIのJCPP案件形成能力が強化される。
 - 3 計画に基づきJCPP活動を実施するためのAGCIの能力が強化される
 - 4 AGCIの案件のモニタリング・評価能力が強化される。
 - 5 AGCIのJCPP活動広報能力が強化される

- 活動
- 1 JCPPのニーズ把握と年間計画の作成
①共同プロ形調査団派遣 ②JCPPニーズ把握のための援助窓口機関とのワークショップ開催
③要請案件「チェックリスト」様式の作成と案件審査 ④JCPPロング、ミドル、ショートリストの作成 ⑤JCPP計画委員会開催 ⑥チリ人専門家派遣及びチリでの研修員受入に関する要請書の標準化
 - 2 PCM手法を使ったJCPP案件の形成

- ①PDM作成を通じた案件形成のためのチリ人カウンターパート養成 ②AGCI、JICA、受益国による案件ごとのPDMの作成 ③TSI作成を通じた各案件ごとの活動計画作成
- 3 JCPP活動・案件の実施
- ①受益国へのチリ人専門家派遣 ②受益国への日本人専門家派遣 ③受益国のためのチリでの研修 ④広域セミナー開催 ⑤JCPP計画委員会で毎年合意されるその他の活動の実施
- 4 JCPP活動・案件のモニタリング・評価
- ①「モニタリング・シート」及び「最終評価報告書」様式作成とガイドライン作成 ②各JCPP案件のPDM及びTSIに記載の投入と活動の達成状況に関するモニタリング・記録 ③各JCPP案件PDM記載の「指標」及び「外部条件」の変化に関するモニタリング・記録 ④各JCPP活動・案件の「最終評価報告書」作成 4-5. JCPP活動・案件をまとめた「プロジェクト年間報告」の作成
- 5 JCPP活動の広報
- ①JCPPWebサイトの作成 ②Webサイトの定期的なデータ更新

投入

日本側投入

長期専門家派遣(JCPP強化 12人月x3年)
短期専門家派遣(PCM手法、モニタリング評価手法、プロジェクト評価他)
研修員受入(国際協力・PCM手法 1人月x3年)
チリ人専門家の派遣(20名程度x3年)
チリにおける研修(13名程度x3年)
広域セミナーの開催(1件x3年)
プロジェクト形成、評価調査団派遣費用(3件程度x3年)
その他少額機材供与、資料作成費等(300万円程度x3年)

相手国側投入

チリ人専門家の派遣(10名程度x3年)
チリにおける研修(20名程度x3年)
セミナー開催費用(5件程度x3年)
プロジェクト形成、評価調査団派遣費用(3件程度x3年)

外部条件

チリ政府により水平協力、JCPPに係る政策、予算、そしてAGCIのJCPP担当カウンターパートが維持される。また、協力対象地域におけるJCPP実施に対するニーズが存在する。

実施体制

- (1)現地実施体制 チリ外務省、AGCI
- (2)国内支援体制 JICA中南米部、「南南協力」分野課題チーム

関連する援助活動

- (1)我が国の 1999年6月JCPP締結
- 援助活動



技術協力プロジェクト

2012年06月09日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)適用可能な養殖技術(第三国研修) (英)Mollusk Aquaculture
対象国名	チリ
分野課題1	農業開発-水産
分野課題2	平和構築-(旧)公共・インフラ社会サービス支援
分野課題3	南南協力-南南協力
分野分類	農林水産-水産-水産
プログラム名	南南協力支援
署名日(実施合意)	2003年12月01日
協力期間	2003年12月01日 ～ 2008年03月31日
相手国機関名	(和)カトリカ・デル・ノルテ大学
相手国機関名	(英)Universidad Catolica del Norte

プロジェクト概要

背景 中南米地域における養殖の開発は経済的に重要な意味を有しているだけでなく、環境保全、過剰漁獲の軽減等の観点での貢献度も非常に高い。さらに養殖は、高タンパク食品の生産、輸出による外貨獲得という意味においても、中南米の多くの国において重要な位置付けを占めている。他方、養殖に係る技術は中南米地域では共通する部分も多いため、その発展は各国研究者の技術開発、調査研究に係る努力に依存する部分が多い。このような背景のもとカトリカ・デル・ノルテ大学は我が国による無償資金協力、長期専門家派遣、本邦研修などの成果を活用して「貝類養殖」(1988～97)、「貝類養殖技術」(1998～2002)と15年にわたり第三国研修を実施してきた。そこで、本案件は第三国研修コースとして、上述のプロジェクトの成果を活用し、中南米各国に生息する各種貝類の養殖について、実技に重点を置いた適用可能な貝類養殖技術について技術指導する。

上位目標 中南米諸国において環境に配慮した養殖業が発展し、地域の経済発展に寄与する

プロジェクト目標 参加国の海洋養殖における知識と経験を共有し、現状の課題を解決するための必要な技術的アクションを起こすことが可能となる。また、カトリカ・デル・ノルテ大学が中南米地域における「養殖・海洋調査センター」的な位置づけと認識される。

成果 自然環境及び統制環境における貝類養殖に適用可能な技術、施設の管理能力が向上する

活動 研修コースには以下の科目を組み入れる

- ・理論コース
 - 養殖施設設計における生物学的視点
 - 海洋養殖用施設の設計及び技術
 - 統制環境における海洋養殖
 - 循環式水管理(流入水及び廃水処理、再循環)
- ・実践コース
 - 養殖技術の形成、機材の選定

孵化用ラボの整理
産卵及び稚貝の飼育ラボ
養殖用飼料の生産

投入

日本側投入	研修経費の50% 専門家(講師)派遣
相手国側投入	研修経費の50% その他
外部条件	チリ側の予算が確保される

実施体制

(1)現地実施体制 カトリカ・デル・ノルテ大学、チリ国際協力庁(AGCI)

関連する援助活動

(1)我が国の	・「浅海養殖センター建設計画」(1984)
援助活動	・長期専門家、本邦研修受入、単独機材供与
	・第三国研修「貝類養殖」(1988～97)、「貝類養殖技術」(1998～2002)



技術協力プロジェクト

本部主管案件

2003年09月12日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名 (和) パルパライソ先端ICTセンター運営体制強化プロジェクト

対象国名 チリ

分野課題1 その他-その他

分野課題2

分野課題3

協力期間 2007年07月02日 ～ 2008年07月02日

相手国機関名 (和)